明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則（最高裁五）　二

〔府令・デジタル庁令・省令〕
○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・デジタル庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業一）　一〇

〔府令・省令〕
○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）　一四

〔デジタル庁令〕
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令（デジタル庁一）　一五

〔省　令〕
○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産六）　四〇
○輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令（経済産業一五）　六〇
○小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部を改正する省令（国土交通一一）　六一
○下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通・環境一）　六三
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境六）　六三
○一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（同七）　六三
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令及び余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令の一部を改正する省令（同八）　六四

〔告　示〕
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（金融庁一五）　六六
○金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（同一六）　六七
○金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（同一七）　六七
○農業協同組合法第十条第二十項の規定に基づき、主務大臣の指定する農業協同組合連合会を定める件の一部を改正する件（金融庁・農林水産一）　六八
○農業協同組合法施行令第三条の規定に基づき、主務大臣の定める区域を定める件の一部を改正する件（同二）　六八
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産三一〇）　六九
○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第四条第五項及び第十三条第三項の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める算定方法（経済産業・環境二）　七二
○調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件（同三）　七三
○指定試験機関の住所及び特定試験事務を行う事務所の所在地の変更に関する公示（国土交通一五九）　七四
○風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律第三条第一項の規定に基づき電波障害防止区域を指定する件（防衛三九）　七五

〔官庁報告〕
国家試験
令和七年度技術士第一次試験の実施（文部科学省）　七五
令和七年度技術士第二次試験の実施（同）　七六
令和七年一級建築士試験の施行について（国土交通省）　七七
二千二十五年度防衛省専門職員採用試験公告（防衛省）　八六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九七
特殊法人等
独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
保険料の前納払込みに係る保険料の払込みの時期等、税理士登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達関係　一〇五
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　一〇七
会社その他
会社決算公告　一〇八　一二六

最高裁規則

最高裁判所

○最高裁判所規則第五号

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三日

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則

（民事訴訟費用等に関する規則の一部改正）

第一条　民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（当事者等の旅費等の額） **第二条**　［略］ ［２　略］ ３　法第二条第四号ハの宿泊料の額は、一夜当たり、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。第八条において「給与法」という。）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が二級である者について国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。第八条において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。同条において「旅費法施行令」という。）第九条本文の規定により算定した宿泊費の額と同額とする。 （証人等の路程賃の額） **第六条**　法第二十一条第二項の最高裁判所が定める額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。 ２　天災その他やむを得ない事情により前項に定める額の範囲内の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、同項の規定にかかわらず、法第二十一条第二項の最高裁判所が定める額は、実費額とする。 （証人等の日当の額） **第七条**　法第二十二条第二項の最高裁判所が定める額は、証人、民事訴訟法第百八十七条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者については一日当たり八千二百円、鑑定人、通訳人、査証人及び同法第二百十八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十二条の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり七千八百円とする。 （証人等の宿泊料の額） **第八条**　法第二十三条第二項に規定する最高裁判所が定める額は、一夜当たり、給与法第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が二級である者について旅費法及び旅費法施行令第九条本文の規定により算定した宿泊費の額と同額とする。	（当事者等の旅費等の額） **第二条**　［同上］ ［２　同上］ ３　法第二条第四号ハの宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一に定める甲地方である場合においては八千五百円、乙地方である場合においては七千五百円とする。 （証人等の路程賃の額） **第六条**　法第二十一条第二項の路程賃の額は、一キロメートルにつき三十七円以内とする。ただし、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。 ２　天災その他やむを得ない事情により前項に定める額の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、同項の規定にかかわらず、路程賃の額は、実費額の範囲内とする。 （証人等の日当の額） **第七条**　法第二十二条第二項の日当の額は、証人、民事訴訟法第百八十七条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者については一日当たり八千二百円以内、鑑定人、通訳人、査証人及び同法第二百十八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十二条の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり七千八百円以内とする。 （証人等の宿泊料の額） **第八条**　法第二十三条第二項の宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律別表第一に定める甲地方である場合においては八千七百円以内、乙地方である場合においては七千八百円以内とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則の一部改正）

第二条　人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
2　鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には上級の運賃、運賃に等級を設ける船舶による旅行の場合には裁判所が相当と認める等級の運賃）、急行料金（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金）並びに特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金（座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。）によつて、路程賃は一キロメートルにつき三十七円（天災その他やむを得ない事情によりこの額の範囲内の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額）の範囲内において裁判所が定める額によつて、航空賃は現に支払つた旅客運賃によつて、それぞれ算定する。ただし、路程賃の算定については、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。	2　鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には上級の運賃、運賃に等級を設ける船舶による旅行の場合には裁判所が相当と認める等級の運賃）、急行料金（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金）並びに特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金（座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。）によつて、路程賃は一キロメートルにつき三十七円の割合（天災その他やむを得ない事情によりこの割合によつて算定した額の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額）によつて、航空賃は現に支払つた旅客運賃によつて、それぞれ算定する。ただし、路程賃の算定については、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
2　宿泊料の額は、一夜当たり、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が七級である者について国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第九条本文の規定により算定した宿泊費の額の範囲内において、裁判所が定める。	2　宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一に定める甲地方である場合においては一万三千百円以内、乙地方である場合においては一万千八百円以内において、裁判所が定める。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（執行官の手数料及び費用に関する規則の一部改正）

第三条　執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（宿泊料）	（宿泊料）
第三十七条　執行官の宿泊料（法第十条第一項第十一号）は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。第四十条第二項において「給与法」という。）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が五級である者について国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。第四十条第二項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。同項において「旅費法施行令」という。）第九条本文の規定により算定した宿泊費の額と同額とする。	**第三十七条**　執行官の宿泊料（法第十条第一項第十一号）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）の職務の級が五級の職にある者に支給される宿泊料と同額とする。

（評価人の日当等）

第四十条　［略］

２　前条第一号の宿泊料は、評価を行うため宿泊を要した場合に支給するものとし、その額は、給与法第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が二級である者について旅費法及び旅費法施行令第九条本文の規定により算定した宿泊費の額の範囲内において執行官が定める。

［３・４　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（評価人の日当等）

第四十条　［同上］

２　前条第一号の宿泊料は、評価を行うため宿泊を要した場合に支給するものとし、その額は、宿泊地が国家公務員等の旅費に関する法律別表第一に定める甲地方である場合においては八千七百円以内、乙地方である場合においては七千八百円以内において執行官が定める。

［３・４　同上］

（専門委員規則の一部改正）

第四条　専門委員規則（平成十五年最高裁判所規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（旅費、日当及び宿泊料） **第七条**　専門委員に支給する旅費、日当及び宿泊料の金額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費、宿泊手当並びに宿泊費の金額と同一とする。 ［２　略］	（旅費、日当及び宿泊料） **第七条**　専門委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その種類及び金額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。ただし、専門委員が所属の裁判所（その裁判所に支部が設けられている場合においては、当該裁判所がその所属する専門委員について指定する裁判所又は支部）又はこれと同一の場所にある他の裁判所又は支部で職務を行う場合における日当は、専ら旅行に要した日に係るものに限る。 ［２　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（労働審判員規則の一部改正）

第五条　労働審判員規則（平成十七年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（旅費、日当及び宿泊料） **第七条**　労働審判員が所属地方裁判所で職務を行う場合には、次項の規定により算定される旅費を支給する。 ２　旅費は、鉄道賃、船賃及びその他の交通費（鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用をいう。次項において同じ。）の三種とし、その金額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。同項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。同項において「旅費法施行令」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一とする。 ３　第一項に規定する場合を除き、労働審判員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その金額は、旅費法及び旅費法施行令の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費、宿泊手当並びに宿泊費の金額と同一とする。 ［４　略］	（旅費、日当及び宿泊料） **第七条**　労働審判員が所属地方裁判所で職務を行う場合には、次項の規定により旅費を支給する。 ２　旅費は、鉄道賃、船賃及び車賃の三種とし、その金額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次項において「旅費法」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一とする。 ３　第一項に規定する場合を除き、労働審判員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その種類及び金額は、旅費法の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。 ［４　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（民事調停委員及び家事調停委員規則の一部改正）

第六条　民事調停委員及び家事調停委員規則（昭和四十九年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（旅費、日当及び宿泊料） **第七条**　民事調停委員又は家事調停委員が所属の裁判所（その裁判所に支部又は出張所が設けられている場合においては、当該裁判所がその所属する民事調停委員又は家事調停委員について指定する裁判所、支部又は出張所）又はこれと同一の場所にある他の裁判所、支部又は出張所で職務を行う場合には、次項の規定により算定される旅費を支給する。 ２　旅費は、鉄道賃、船賃及びその他の交通費（鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用をいう。次項において同じ。）の三種とし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。同項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。同項において「旅費法施行令」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一とする。 ［削る］ ３　第一項に規定する場合を除き、民事調停委員又は家事調停委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その金額は、旅費法及び旅費法施行令の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費、宿泊手当並びに宿泊費の金額と同一とする。 ４　前三項に定めるもののほか、民事調停委員又は家事調停委員に支給する旅費、日当及び宿泊料については、別に最高裁判所の定めるところによる。 **附　則** ２　削除	（旅費、日当及び宿泊料） **第七条**　民事調停委員又は家事調停委員が所属の裁判所（その裁判所に支部又は出張所が設けられている場合においては、当該裁判所がその所属する民事調停委員又は家事調停委員について指定する裁判所、支部又は出張所）又はこれと同一の場所にある他の裁判所、支部又は出張所で職務を行う場合には、次項及び第三項の規定により旅費を支給する。 ２　旅費は、鉄道賃、船賃及び路程賃の三種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行について支給する。 ３　鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては上級の運賃）、急行料金（普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものの場合の普通急行料金又は準急行料金に限る。）並びに特別車両料金及び特別船室料金によつて、路程賃は一キロメートルにつき三十七円の割合（公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりこの割合によつて算定した額の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額）によつて、それぞれ算定する。ただし、路程賃の算定については、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。 ４　第一項の規定により旅費のみが支給される場合を除き、民事調停委員又は家事調停委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その種類及び金額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）の六級の職務にある者が国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。 ５　前各項に定めるもののほか、民事調停委員又は家事調停委員に支給する旅費、日当及び宿泊料については、別に最高裁判所の定めるところによる。 **附　則** ２　鉄道賃及び船賃に関する第七条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「上級の運賃）、」とあるのは「下級の運賃）及び」と、「並びに特別車両料金及び特別船室料金によつて」とあるのは「によつて」とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（民事調停官及び家事調停官規則の一部改正）

第七条　民事調停官及び家事調停官規則（平成十五年最高裁判所規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（旅費、日当及び宿泊料） **第五条**　民事調停官又は家事調停官が第二条の規定により指定された裁判所で職務を行う場合には、次項の規定により算定される旅費を支給する。 ２　旅費は、鉄道賃、船賃及びその他の交通費（鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用をいう。次項において同じ。）の三種とし、その金額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。同項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。同項において「旅費法施行令」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一とする。 ３　第一項に規定する場合を除き、民事調停官又は家事調停官には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その金額は、旅費法及び旅費法施行令の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費、宿泊手当並びに宿泊費の金額と同一とする。 ［４　略］	（旅費、日当及び宿泊料） **第五条**　民事調停官又は家事調停官が第二条の規定により指定された裁判所で職務を行う場合には、次項の規定により旅費を支給する。 ２　旅費は、鉄道賃、船賃及び車賃の三種とし、その金額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次項において「旅費法」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一とする。 ３　第一項の規定により旅費のみが支給される場合を除き、民事調停官又は家事調停官には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その種類及び金額は、旅費法の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。 ［４　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（司法委員規則の一部改正）

第八条　司法委員規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第六条　司法委員の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の四種とし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。同項において「旅費法施行令」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一の金額を支給する。 ２　司法委員の宿泊料は、旅費法及び旅費法施行令の規定に基づいて受ける宿泊費の金額と同一の金額を支給する。 ［３　略］	**第六条**　司法委員の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の四種とし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次項において「旅費法」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一の金額を支給する。 ２　司法委員の宿泊料は、旅費法の規定に基づいて受ける宿泊料の金額と同一の金額を支給する。 ［３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（参与員規則の一部改正）

第九条　参与員規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第五条　参与員の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の四種とし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。同項において「旅費法施行令」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一の金額を支給する。 ２　参与員の宿泊料は、旅費法及び旅費法施行令の規定に基づいて受ける宿泊費の金額と同一の金額を支給する。 ［３　略］	**第五条**　参与員の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の四種とし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次項において「旅費法」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一の金額を支給する。 ２　参与員の宿泊料は、旅費法の規定に基づいて受ける宿泊料の金額と同一の金額を支給する。 ［３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（鑑定委員規則の一部改正）

第十条　鑑定委員規則（昭和四十二年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（旅費及び宿泊料） **第六条**　鑑定委員の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の四種とし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。同項において「旅費法施行令」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一の金額を支給する。 ２　鑑定委員の宿泊料は、旅費法及び旅費法施行令の規定に基づいて受ける宿泊費の金額と同一の金額を支給する。 ３　前二項に定めるもののほか、鑑定委員に支給する旅費及び宿泊料については、別に最高裁判所の定めるところによる。 （日当の支給基準及び額） **第七条**　鑑定委員の日当は、執務及びそのための旅行に必要な日数に応じて支給する。 ［２　略］ ［削る］	（旅費の種類及び額） **第六条**　鑑定委員の旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。 ２　鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては上級の運賃）、急行料金（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金）並びに特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金（座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。）によつて、路程賃は一キロメートルにつき三十七円の割合（公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりこの割合によつて算定した額の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額）によつて、航空賃は現に支払つた旅客運賃によつて、それぞれ算定する。ただし、路程賃の算定については、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。 ［新設］ （日当の支給基準及び額） **第七条**　鑑定委員の日当は、執務及びそのための旅行（以下「執務等」という。）に必要な日数に応じて支給する。 ［２　同上］ （宿泊料の支給基準及び額） **第八条**　鑑定委員の宿泊料は、執務等に必要な夜数に応じて支給する。 ２　宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一に定める甲地方である場合においては八千七百円以内、乙地方である場合においては七千八百円以内において、裁判所が定める。

（その他の事項）

第八条　［略］

附　則

［この規則は、昭和四十二年六月一日から施行する。］

［削る］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（その他の事項）

第九条　［同上］

附　則

［1　この規則は、昭和四十二年六月一日から施行する。］

2　鉄道賃及び船賃に関する第六条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「上級の運賃）、」とあるのは「下級の運賃）及び」と、「並びに特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金」とあるのは「並びに座席指定料金」とする。

（刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則の一部改正）

第十一条　刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（証人等の路程賃の額） **第二条**　刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号。以下「法」という。）第三条第二項の最高裁判所が定める額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。 2　天災その他やむを得ない事情により前項に定める額の範囲内の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、同項の規定にかかわらず、法第三条第二項の最高裁判所が定める額は、実費額とする。 （証人等の日当の額） **第三条**　法第四条第二項の最高裁判所が定める額は、証人については一日当たり八千二百円、鑑定人、通訳人又は翻訳人については一日当たり七千八百円とする。 （証人等の宿泊料の額） **第四条**　法第五条第二項に規定する最高裁判所が定める額は、一夜当たり、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。次条第二項において「給与法」という。）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が二級である者について国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条第二項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。同項において「旅費法施行令」という。）第九条本文の規定により算定した宿泊費の額と同額とする。 （弁護人の日当等の額） **第五条**　［略］ 2　法第八条第一項において準用する法第五条第二項に規定する最高裁判所が定める額は、一夜当たり、給与法第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が七級である者について旅費法及び旅費法施行令第九条本文の規定により算定した宿泊費の額と同額とする。	（証人等の路程賃の額） **第二条**　刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号。以下「法」という。）第三条第二項の路程賃の額は、一キロメートルにつき三十七円以内とする。ただし、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。 2　天災その他やむを得ない事情により前項に定める額の範囲内の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、同項の規定にかかわらず、路程賃の額は、実費額の範囲内とする。 （証人等の日当の額） **第三条**　法第四条第二項の日当の額は、証人については一日当たり八千二百円以内、鑑定人、通訳人又は翻訳人については一日当たり七千八百円以内とする。 （証人等の宿泊料の額） **第四条**　法第五条第二項の宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一に定める甲地方である場合においては八千七百円以内、乙地方である場合においては七千八百円以内とする。 （弁護人の日当等の額） **第五条**　［同上］ 2　法第八条第一項の弁護人の宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律別表第一に定める甲地方である場合においては一万三千百円以内、乙地方である場合においては一万千八百円以内とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部改正）

第十二条　裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（裁判員等の宿泊料・法第十一条等） **第八条**　［略］ 2　宿泊料の額は、一夜当たり、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が二級である者について国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第九条本文の規定により算定した宿泊費の額と同額とする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（裁判員等の宿泊料・法第十一条等） **第八条**　［同上］ 2　宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一に定める甲地方である場合においては八千七百円、乙地方である場合においては七千八百円とする。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則の一部改正）

第十三条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則（平成十六年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（精神保健審判員の旅費、日当及び宿泊料・法第六条） **第六条**　精神保健審判員に支給する旅費、日当及び宿泊料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費、宿泊手当並びに宿泊費の額と同一とする。 ［2　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（精神保健審判員の旅費、日当及び宿泊料・法第六条） **第六条**　精神保健審判員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その種類及び金額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。ただし、精神保健審判員が処遇事件の係属する裁判所又はこれと同一の場所にある他の裁判所で職務を行う場合における日当は、専ら旅行に要した日に係るものに限る。 ［2　同上］

（少年法による調査及び観察のための援助費用に関する規則の一部改正）

第十四条　少年法による調査及び観察のための援助費用に関する規則（昭和二十五年最高裁判所規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三十条の二の費用のうち、旅費は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による二級から五級までの間において、別に最高裁判所が定める職務の級にある者に、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の規定に基づき支給する額に相当する額、その他の費用は、実費額以内において当該事件を取り扱う家庭裁判所が相当と認める額を支払う。	少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三十条の二の費用のうち、旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める職務の級二級から五級までの間において、各保護司及び児童委員につき、別に最高裁判所が定める職務の級にある者に支給する額に相当する額、その他の費用は、実費額以内において当該事件を取り扱う家庭裁判所が相当と認める額を支払う。

附　則

1　この規則は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

2　この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた旅費、日当及び宿泊料の額については、なお従前の例による。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

府令・デジタル庁令・省令

○内閣府、デジタル庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第一号

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第三条第二項（同法第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項、第六条第二項、第七条第二項及び第五項、第八条第二項及び第五項並びに第二十四条の規定に基づき、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三日

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則（令和六年内閣府、デジタル庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（重要な取引） **第一条の二**　法第三条第二項に規定する主務省令で定める重要な取引は、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第二条第四号に定める国外送金（金融機関が対面により受け付ける場合に限り、その金額が内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）第八条第一項で定める金額以下のものを除く。）とする。	［新設］
（現に法第三条第一項の申出等の任に当たっている個人が預貯金者等本人と異なるときの金融機関等による本人確認） **第二条**　［略］ ２　金融機関等との間で現に法第三条第一項の申出若しくは同条第二項の規定による承諾の任に当たっている個人が同条第一項の申出若しくは同条第二項の規定による承諾を行う預貯金者と異なる場合又は金融機関等との間で現に法第八条第一項の規定による求めの任に当たっている個人が同項の規定による求めを行う相続人と異なる場合であって、当該預貯金者又は当該相続人が国、地方公共団体、人格のない社団若しくは財団又は犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第十四条各号に掲げるもの（以下「国等」という。）であるときには、当該預貯金者又は当該相続人の本人確認に代えて当該現に法第三条第一項の申出若しくは同条第二項の規定による承諾の任に当たっている個人又は当該現に法第八条第一項の規定による求めの任に当たっている個人の本人確認を行うものとする。 ［削る］	（現に法第三条第一項の申出等の任に当たっている個人が預貯金者等本人と異なるときの金融機関等による本人確認等） **第二条**　［同上］ ２　金融機関等との間で現に法第八条第一項の規定による求めの任に当たっている個人が同項の規定による求めを行う相続人と異なる場合であって、当該相続人が国、地方公共団体、人格のない社団若しくは財団又は犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第十四条各号に掲げるもの（以下「国等」という。）であるときには、当該相続人の本人確認に代えて当該現に法第八条第一項の規定による求めの任に当たっている個人の本人確認を行うものとする。 ３　法第三条第三項、第七条第二項及び第八条第二項に規定する本人確認の規定（前項に規定する場合を含む。）は、次に掲げる場合における預貯金者等からの法第三条第一項の申出等であって、金融機関等が第五条に規定する方法により当該預貯金者等について既に本人確認を行っていることを確認したものについては、適用しない。 一　当該金融機関等が他の金融機関に委託して法第三条第一項の申出等を受ける場合において、当該他の金融機関が預貯金者等について既に本人確認を行っており、かつ、当該本人確認について確認記録（金融機関等が本人確認を行った場合において直ちに、第九条第一項各号に掲げる方法のいずれかにより作成する第十条第一項各号に掲げる事項に関する記録をいう。以下同じ。）を保存している場合

（既に本人確認を行っている預貯金者等の金融機関等による本人確認）

第二条の二　次に掲げる場合における法第三条第一項の申出等を行う預貯金者等の本人確認（前条の規定による当該預貯金者等の代理人等（同条第一項に規定する現に法第三条第一項の申出等の任に当たっている個人又は前条第二項に規定する現に法第三条第一項の申出若しくは同条第二項の規定による承諾の任に当たっている個人若しくは現に法第八条第一項の規定による求めの任に当たっている個人をいう。以下同じ。）の本人確認を含む。）は、金融機関等が第五条に規定する方法により当該預貯金者等について既に本人確認を行っていることを確認する措置をもって代えることができる。

一　当該金融機関等が他の金融機関に委託して法第三条第一項の申出等を受ける場合において、当該他の金融機関が預貯金者等について既に本人確認を行っており、かつ、当該本人確認について確認記録（金融機関等が本人確認を行った場合において直ちに、第九条第一項各号に掲げる事項に関する記録をいう。以下同じ。）を保存している場合

二　当該金融機関が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の金融機関の事業を承継する場合において、当該他の金融機関が預貯金者等について既に本人確認を行っており、かつ、当該金融機関に対して、当該本人確認に係る確認記録を引き継ぎ、当該金融機関が当該確認記録を保存している場合

三　当該金融機関等が預貯金者等について既に本人確認を行っており、かつ、当該本人確認に係る確認記録を保存している場合

（金融機関等による本人確認の方法）

第三条　法第三条第三項、第七条第二項及び第八条第二項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる預貯金者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。この場合において、同条第一項の規定による求めを行う預貯金者等が法人のときは、名称及び本店又は主たる事務所の所在地を同条第二項に規定する本人特定事項とみなす。

一　個人である預貯金者等　次に掲げる方法のいずれか

イ　当該預貯金者等又はその代理人等から当該預貯金者等の本人確認書類（次条各号に定める書類をいう。以下同じ。）のうち同条第一号又は第三号に定めるもの（同条第一号ハからホまでに掲げるものを除く。以下「写真付き本人確認書類」という。）の提示（同条第一号ロに掲げる書類（一を限り発行され、又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の代理人等からの提示を除く。）を受ける方法

［ロ～ワ　略］

二　［略］

［2～4　略］

二　当該金融機関が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の金融機関の事業を承継する場合において、当該他の金融機関が預貯金者等について既に本人確認を行っており、かつ、当該金融機関に対して、当該本人確認に係る確認記録を引き継ぎ、当該金融機関が当該確認記録を保存している場合

三　当該金融機関等が預貯金者等について既に本人確認を行っており、かつ、当該本人確認に係る確認記録を保存している場合

［新設］

（金融機関等による本人確認の方法）

第三条　［同上］

一　［同上］

イ　当該預貯金者等又はその代理人等（前条第一項に規定する現に法第三条第一項の申出等の任に当たっている個人又は前条第二項に規定する現に法第八条第一項の規定による求めの任に当たっている個人をいう。以下同じ。）から当該預貯金者等の本人確認書類（次条各号に定める書類をいう。以下同じ。）のうち同条第一号又は第三号に定めるもの（同条第一号ハからホまでに掲げるものを除く。以下「写真付き本人確認書類」という。）の提示（同条第一号ロに掲げる書類（一を限り発行され、又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の代理人等からの提示を除く。）を受ける方法

［ロ～ワ　同上］

二　［同上］

［2～4　同上］

（代理人等の本人確認の方法）

第六条　第二条の規定による代理人等の本人確認の方法については、第三条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［表略］

２　前項の規定にかかわらず、金融機関等は、法人である預貯金者等から法第八条第一項の規定による求めを受けるに際しては、当該法人の代理人等から当該代理人等の本人確認書類の写し（当該本人確認書類の写しに当該代理人等の現在の住所の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該代理人等の現在の住所に宛てて、申出等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することにより第二条の規定による本人確認を行うことができる。

［３～５　略］

（確認記録の保存）

第八条　金融機関等は、確認記録を、法第三条第一項の申出等を受けた日から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間保存するものとする。

一　法第三条第一項の申出又は同条第二項の規定による承諾	七年間
二　法第七条第一項又は法第八条第一項の規定による求め	六箇月間

（確認記録の記録事項）

第十条　確認記録に記録する事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　預貯金者等又は代理人等の本人確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該提示を受けた日付及び時刻（当該提示を受けた本人確認書類又は補完書類の写しを確認記録に添付し、確認記録と共に第八条に定める日から同条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間保存する場合にあっては、日付に限る。）

［四～二十一　略］

［２・３　略］

（預貯金者を特定するために必要な事項等）

第十一条　［略］

２　［略］

３　前二項に定める事項のほか、金融機関等は、法第三条第三項、第四条第二項若しくは第七条第二項の規定による預貯金者の本人確認若しくは法第八条第二項の規定による相続人及び被相続人である預貯金者の本人確認又は法第三条第六項の規定による預金保険機構に対する通知を行うため必要がある場合は、当該金融機関等に対し法第三条第一項の申出等若しくは法第四条第一項の申出を行う預貯金者等又は預金保険機構に対し通知を行う金融機関に対し、当該預貯金者又は当該相続人及び被相続人である預貯金者を特定するに足りる事項の提供又は通知を求めることができる。

（金融機関等による通知事項の一部省略）

第十六条　金融機関等は、法第六条第二項若しくは第三項、第七条第五項若しくは第八条第五項の規定又は第十八条の規定により預貯金者等に対し通知するに当たり、預貯金者を名義人とする預貯金口座の情報の全てを通知することが困難な場合又は個人情報の保護のため必要と認められる場合には、その一部を省略することができる。

（代理人等の本人確認の方法）

第六条　第二条第一項又は第二項の規定による代理人等の本人確認の方法については、第三条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［表同上］

２　前項の規定にかかわらず、金融機関等は、法人である預貯金者等から法第八条第一項の規定による求めを受けるに際しては、当該法人の代理人等から当該代理人等の本人確認書類の写し（当該本人確認書類の写しに当該代理人等の現在の住所の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該代理人等の現在の住所に宛てて、申出等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することにより第二条第一項又は第二項の規定による本人確認を行うことができる。

［３～５　同上］

（確認記録の保存）

第八条　金融機関等は、確認記録を、法第三条第一項の申出等を受けた日から、七年間保存するものとする。

［新設］

（確認記録の記録事項）

第十条　［同上］

［一・二　同上］

三　預貯金者等又は代理人等の本人確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該提示を受けた日付及び時刻（当該提示を受けた本人確認書類又は補完書類の写しを確認記録に添付し、確認記録と共に第八条に定める日から七年間保存する場合にあっては、日付に限る。）

［四～二十一　同上］

［２・３　同上］

（預貯金者を特定するために必要な事項等）

第十一条　［同上］

２　［同上］

３　前二項に定める事項のほか、金融機関等は、法第三条第三項、第四条第二項、第七条第二項若しくは第八条第二項の規定による預貯金者等の本人確認又は法第三条第六項の規定による預金保険機構に対する通知を行うため必要がある場合は、当該金融機関等に対し法第三条第一項の申出等若しくは法第四条第一項の申出を行う預貯金者等又は預金保険機構に対し通知を行う金融機関に対し、当該預貯金者等を特定するに足りる事項の提供又は通知を求めることができる。

（金融機関等による通知事項の一部省略）

第十六条　金融機関等は、法第六条第二項若しくは第三項、第七条第五項若しくは第八条第五項の規定又は第十八条の規定により預貯金者等に対し通知するに当たり、預貯金者を名義人とする預貯金口座の情報の全てを通知することが困難な場合には、その一部を省略することができる。

（災害時における預貯金口座に関する情報の提供の求めの終期）

第二十条の二　行政庁は、法第七条第一項の行政庁が定める日を定めたときは、これを公示する。ただし、第三項に規定する場合は、この限りではない。

2　前項の規定による公示は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法で行うものとする。

3　法第七条第一項に規定する区域における災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第三項後段又は同法第二条の二第二項後段の規定による救助の終了の公示があった日までに第一項の規定による公示がされていないときは、法第七条第一項の行政庁が定める日は、当該救助の終了の公示があった日とする。

4　受付金融機関が法第七条第一項の行政庁が定める日後に前条に規定する申請書を受理した場合には、当該申請は、法第七条第一項の行政庁が定める日までにされたものとみなす。

（相続時における預貯金者の本人確認の方法等）

第二十四条　法第八条第二項の規定による被相続人である預貯金者の本人確認は、次に掲げる書類のいずれかを受付金融機関に提出することにより行うものとする。

一　当該預貯金者の戸籍の附票の除票の写し（当該預貯金者の本人特定事項の記載があるものに限る。）

［二・三　略］

［2～4　略］

5　受付金融機関は、第三項の記録（前項の規定により当該記録に第一項若しくは第二項に規定する書類又はその写しを添付するときは、当該書類又はその写しを含む。）を、法第八条第一項の規定による求めを受けた日から、六箇月間保存するものとする。

（預金保険機構の業務の特例）

第二十六条　預金保険機構は、法第十条第三号に掲げる業務として次の業務を行う。

［一～四　略］

五　法第十五条第一項に規定する手数料の収納に係る事務を行うこと。

六　法第十五条第一項に規定する手数料の徴収に必要な限度において、金融機関に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めること。

七　法第十九条の規定による送信に使用する情報システムの整備を行うこと。

（預金保険機構の情報の取扱い）

第二十七条　預金保険機構は、法第十条に規定する業務を行うに当たり、提供を受けた預貯金者並びに相続人及び被相続人である預貯金者に係る情報について当該情報が不要となったときは、遅滞なく、当該情報を削除するものとする。

（預金保険機構による金融機関に対する委託）

第二十八条　法第十二条第一項の規定により、預金保険機構が金融機関に対しその全部又は一部を委託するものとする業務は、第二十条及び第二十三条に規定する申請書の受理、法第七条第一項の規定による求めに係る預貯金者の本人確認並びに法第八条第一項の規定による求めに係る相続人及び被相続人である預貯金者の本人確認並びに当該相続人及び被相続人である預貯金者の身分関係の確認その他法第七条第一項及び第八条第一項の規定による求めに必要なものとする。

2　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［新設］

（相続時における預貯金者の本人確認の方法等）

第二十四条　［同上］

一　当該預貯金者の戸籍の附票の除票の写し

［二・三　同上］

［2～4　同上］

5　受付金融機関は、第三項の記録（前項の規定により当該記録に第一項若しくは第二項に規定する書類又はその写しを添付するときは、当該書類又はその写しを含む。）を、法第八条第一項の規定による求めを受けた日から、七年間保存するものとする。

（預金保険機構の業務の特例）

第二十六条　［同上］

［一～四　同上］

［新設］

［新設］

五　［同上］

（預金保険機構の情報の取扱い）

第二十七条　預金保険機構は、法第十条に規定する業務を行うに当たり、提供を受けた預貯金者等に係る情報について当該情報が不要となったときは、遅滞なく、当該情報を削除するものとする。

（預金保険機構による金融機関に対する委託）

第二十八条　法第十二条第一項の規定により、預金保険機構が金融機関に対しその全部又は一部を委託するものとする業務は、第二十条及び第二十三条に規定する申請書の受理、法第七条第一項又は第八条第一項の規定による求めに係る預貯金者等の本人確認並びに相続人及び被相続人である預貯金者の身分関係の確認その他当該求めに必要なものとする。

2　［同上］

附　則

この命令は、令和七年四月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第八号）の施行に伴い、並びに地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十六条第一項、第二十七条第二項及び第三十二条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
外務大臣　岩屋　毅
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎
防衛大臣　中谷　元

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（報告の方法等） **第四条**　（略） ２　特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項（特定事業所に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除く。）は、次の各号に掲げる事項（第二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第五条第十号から第十六号までに掲げる者のいずれかである場合に限り、第四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第五号から第十一号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第十号から第十六号までに掲げる者である場合に限り、第十三号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が国内認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省・環境省令第三号。以下「算定省令」という。）第二条第一項第三号又は第四号に規定する量を算定した場合及び国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて調整後温室効果ガス	（報告の方法等） **第四条**　（略） ２　特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項（特定事業所に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除く。）は、次の各号に掲げる事項（第二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第五条第十号から第十六号までに掲げる者のいずれかである場合に限り、第四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第五号から第十一号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第十号から第十六号までに掲げる者である場合に限り、第十三号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限る。）とする。

排出量を算定した場合に限り、第十四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第七条第三項に規定する場合において算定省令第十条第一項に規定する方法により二酸化炭素の量を控除した場合に限る。）とする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）及び代表者の氏名

二～十三　（略）

十四　算定省令第十条第一項に規定する方法により控除した二酸化炭素の量

3　特定事業所排出者が行う特定事業所に係る法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項（第三号から第十号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所が令第六条第一号から第八号までに掲げる事業所に該当する場合に限り、第十一号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第七条第三項に規定する場合において算定省令第十条第一項に規定する方法により温室効果ガス算定排出量を算定した場合に限る。）とする。

一～十　（略）

十一　算定省令第十条第一項に規定する方法により控除した二酸化炭素の量

4　特定事業所排出者が電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合における第二項第四号及び前項第三号に掲げる事項の報告（同号に掲げる事項の報告については、特定事業所における主たる事業が電気事業又は熱供給事業である場合に限る。）は、算定省令第二条第一項に規定する方法により算定されるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量及び同条第二項に規定する方法により算定される当該物質の排出量に一を乗じて得た量のそれぞれについて行うものとする。

5　第二項第四号に掲げる事項の報告は、特定事業所排出者が取得等をした国内認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定される量について行うものとする。

6　第二項第四号に掲げる事項の報告は、特定事業所排出者において行われた次の各号に掲げるエネルギーの使用の区分に応じ、当該各号に定める量のそれぞれについて行うものとし、第三項第三号に掲げる事項の報告は、次の第一号及び第三号に掲げるエネルギーの使用の区分に応じ、当該各号に定める量を合算して得た量及び第二号に定める量のそれぞれについて行うものとする。

一　燃料の使用（次号に掲げるものを除く。）　算定省令第二条第一項第一号及び第二号に掲げる量（算定省令別表第一の二九の項から三五の項までの第二欄に掲げる燃料の使用に伴って発生する当該物質の量を除く。）を合算する方法により算定される二酸化炭素の量に一を乗じて得た量

二　廃棄物及び廃棄物燃料の使用　算定省令第二条第一項第二号に掲げる量（算定省令別表第一の二九の項から三五の項までの第二欄に掲げる燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の量に限る。）に一を乗じて得た量

三　他人から供給された電気及び熱の使用　算定省令第二条第一項第三号及び第四号に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素の量に一を乗じて得た量から特定事業所排出者が取得等をした国内認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量を勘案して環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定される量

7～10　（略）

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）及び代表者の氏名

二～十三　（略）

（新設）

3　特定事業所排出者が行う特定事業所に係る法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項（第三号から第十号までに掲げる事項については、それぞれ当該特定事業所が令第六条第一号から第八号までに掲げる事業所に該当する場合に限る。）とする。

一～十　（略）

（新設）

4　特定事業所排出者が電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合における第二項第四号及び前項第三号に掲げる事項の報告（同号に掲げる事項の報告については、特定事業所における主たる事業が電気事業又は熱供給事業である場合に限る。）は、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省令・環境省令第三号。以下「算定省令」という。）第二条第一項に規定する方法により算定されるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量及び同条第二項に規定する方法により算定される当該物質の排出量に一を乗じて得た量のそれぞれについて行うものとする。

（新設）

5　第二項第四号及び第三項第三号に掲げる事項の報告は、算定省令別表第一の二九の項から三五の項までの第二欄に掲げる燃料ごとに特定事業所排出者において行われた当該燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の量を合算する方法により算定される当該物質の排出量に一を乗じて得た量及び当該特定事業所排出者において行われた令第七条第一項第一号イに規定する方法により算定されるエネルギーの使用に伴って発生する当該物質の量（算定省令別表第一の二九の項から三五の項までの第二欄に掲げる燃料の使用に伴って発生する当該物質の量を除く。）に一を乗じて得た量のそれぞれについて行うものとする。

6～9　（略）

第四条の二　前条第二項第四号及び第十三号に掲げる事項の報告は、国内認証排出削減量の種別、数量及び識別番号、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量に算定省令第二条第五項各号に定める係数を乗じて得られる量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された同条第六項各号に掲げる熱の区分に応じその量にそれぞれ同項各号に定める係数を乗じて得られる量、非化石証書（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）第四条第一項第二号に規定する非化石証書をいう。以下同じ。）の種別、非化石証書に係る電力の量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量のうち電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下同じ。）又は登録特定送配電事業者（同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）が行う小売供給の用に供する電気として供給されたものの量に算定省令第二条第五項各号に定める係数のうち当該電気を供給する電気事業者又は登録特定送配電事業者のものを乗じて得られる量その他前条第二項第四号に定める量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

2　特定事業所排出者が国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合における前条第二項第十二号及び第十三号に掲げる事項の報告は、国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の種別、数量及び識別番号、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量に第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数のうち当該電気を供給する電気事業者のものを乗じて得られる量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された算定省令第二条第六項第一号に掲げる熱の量に同号に定める係数を乗じて得られる量及び算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された同項第二号に掲げる熱の量に第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数のうち当該熱を供給する熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。第二十条の二第三項において同じ。）のものを乗じて得られる量を合算して得られる量、非化石証書に係る電力の量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量のうち電気事業者又は登録特定送配電事業者が行う小売供給の用に供する電気として供給されたものの量に同条第一項に規定する調整後排出係数のうち当該電気を供給する電気事業者又は登録特定送配電事業者のものを乗じて得られる量その他調整後温室効果ガス排出量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

第四条の二　前条第二項第十二号及び第十三号に掲げる事項の報告は、国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の種別、数量及び識別番号、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量に第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数のうち当該電気を供給する電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下この項及び第二十条の二第一項において同じ。）のものを乗じて得られる量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された算定省令第二条第六項第一号に定める熱の量に同号に定める係数を乗じて得られる量及び算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された同項第二号に定める熱の量に第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数のうち当該熱を供給する熱供給事業者をいう。第二十条の二第三項において同じ。）のものを乗じて得られる量を合算して得られる量、非化石証書（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）第四条第一項第二号に規定する非化石証書をいう。以下この項において同じ。）の種別、非化石証書に係る電力の量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量のうち電気事業者又は登録特定送配電事業者（電気事業法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下この項において同じ。）が行う小売供給の用に供する電気として供給されたものの量に第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数のうち当該電気を供給する電気事業者又は登録特定送配電事業者のものを乗じて得られる量その他調整後排出係数の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

（新設）

３　前条第二項第十四号及び第三項第十一号に掲げる事項の報告は、令第七条第三項に規定する場合において回収した二酸化炭素の種別ごとの量、当該二酸化炭素を回収した者、当該二酸化炭素を回収した年月日その他温室効果ガス算定排出量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

４　事業所管大臣は、前三項の説明を受けたときは、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

５　二以上の事業を行う特定事業所排出者が行う第一項から第三項までの規定による説明は、当該特定事業所排出者に係る事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

（権利利益の保護に係る請求の方法）

第六条　特定事業所排出者が行う法第二十七条第一項の請求は、毎年度七月末日までに、第四条第一項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名

二　公にされることにより、当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する第四条第二項第四号から第十一号まで及び同条第三項第三号から第十号までに規定する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量（同条第二項第八号及び第九号並びに同条第三項第七号及び第八号に規定する温室効果ガスにあっては、温室効果ガス算定排出量の合計量）又は調整後温室効果ガス排出量若しくは同条第二項第十三号若しくは第十四号に掲げる事項

三　（略）

２・３　（略）

（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係）

第十二条　（略）

２　法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十八条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第三十一条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（新設）

２　事業所管大臣は、前項の説明を受けたときは、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

３　二以上の事業を行う特定事業所排出者が行う第一項の規定による説明は、当該特定事業所排出者に係る事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

（権利利益の保護に係る請求の方法）

第六条　特定事業所排出者が行う法第二十七条第一項の請求は、毎年度七月末日までに、第四条第一項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二　公にされることにより、当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する第四条第二項第四号から第十一号まで及び同条第三項第三号から第十号までに規定する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量（同条第二項第八号及び第九号並びに同条第三項第七号及び第八号に規定する温室効果ガスにあっては、温室効果ガス算定排出量の合計量）又は調整後温室効果ガス排出量若しくは同条第二項第十三号に掲げる事項

三　（略）

２・３　（略）

（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係）

第十二条　（略）

２　法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十八条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第三十一条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四条の二第二項から第四項まで並びに第五条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十六条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項に規定する主務大臣
第四条の二第五項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十六条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項に規定する主務大臣

3　法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括事業者にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四条の二第二項から第四項まで並びに第五条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣
第四条の二第五項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣

4　法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第三十一条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四条の二第二項並びに第五条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣
第四条の二第三項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣

3　法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括事業者にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四条の二第二項から第四項まで並びに第五条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣
第四条の二第五項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣

4　法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第三十一条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四条の二第二項から第四項まで並びに第五条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項に規定する主務大臣
第四条の二第五項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項に規定する主務大臣

5　法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四条の二第二項から第四項まで並びに第五条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項に規定する主務大臣
第四条の二第五項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項に規定する主務大臣

（報告の方法等）

第十三条　（略）

2　特定輸送排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項（第四号に掲げる事項については、当該特定輸送排出者が令第五条第二号から第八号までに掲げる者のいずれかである場合であり、かつ、次項の規定により算定される量を報告する場合に限る。）とする。

一～三　（略）

四　国内認証排出削減量の種別ごとの合計量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量

3　前項第三号に掲げる事項の報告は、特定輸送排出者が取得等をした国内認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定される量について行うものとする。

（略）	（略）	（略）
第四条の二第二項並びに第五条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項に規定する主務大臣
第四条の二第三項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項に規定する主務大臣

5　法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四条の二第二項並びに第五条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項に規定する主務大臣
第四条の二第三項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項に規定する主務大臣

（報告の方法等）

第十三条　（略）

2　特定輸送排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～三　（略）

（新設）

（新設）

４　令第五条第二号から第八号までに掲げる者が行う第二項第三号に掲げる事項の報告は、当該者において行われた次の各号に掲げるエネルギーの使用の区分に応じ、当該各号に定める量のそれぞれについて行うものとする。

一　燃料の使用　算定省令第二条第一項第一号及び第二号に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素の量に一を乗じて得た量

二　他人から供給された電気及び熱の使用　算定省令第二条第一項第三号及び第四号に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素の量に一を乗じて得た量から特定輸送排出者が取得等をした国内認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量を勘案して環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定される量

５・６　（略）

第十三条の二　前条第二項第三号及び第四号に掲げる事項の報告は、国内認証排出削減量の種別、数量及び識別番号、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量に算定省令第二条第五項各号に定める係数を乗じて得られる量、非化石証書の種別、非化石証書に係る電力の量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量のうち電気事業者又は登録特定送配電事業者が行う小売供給の用に供する電気として供給されたものの量に同項各号に規定する係数のうち当該電気を供給する電気事業者又は登録特定送配電事業者のものを乗じて得られる量その他前条第二項第三号に定める量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

２　事業所管大臣は、前項の説明を受けたときは、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

（権利利益の保護に係る請求の方法）

第十五条　特定輸送排出者が行う法第二十七条第一項の請求は、毎年度六月末日までに、第十三条第一項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名

二・三　（略）

２・３　（略）

（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係）

第二十条　（略）

２　法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百七条第一項（同法第百四十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百三十一条第一項（同法第百四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百四十五条第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第百三十四条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（新設）

３・４　（略）

（新設）

（権利利益の保護に係る請求の方法）

第十五条　特定輸送排出者が行う法第二十七条第一項の請求は、毎年度六月末日までに、第十三条第一項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二・三　（略）

２・３　（略）

（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係）

第二十条　（略）

２　法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百七条第一項（同法第百四十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百三十一条第一項（同法第百四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百四十五条第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第百三十四条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条の二並びに第十四条第一項及び第二項	事業所管大臣	国土交通大臣
（略）	（略）	（略）

3　法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十五条第一項（同法第百二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第百十七条第二項に規定する認定管理統括荷主にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条の二第一項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百十五条第一項（同法第百二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は同法第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する主務大臣
第十三条の二第二項並びに第十四条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十五条第一項又は第百十九条第一項に規定する主務大臣
（略）	（略）	（略）

4　法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第百十七条第二項第二号に規定する管理関係荷主であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条第一項及び第二項	事業所管大臣	国土交通大臣
（略）	（略）	（略）

3　法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十五条第一項（同法第百二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第百十七条第二項に規定する認定管理統括荷主にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条第一項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百十五条第一項（同法第百二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は同法第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する主務大臣
第十四条第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十五条第一項又は第百十九条第一項に規定する主務大臣
（略）	（略）	（略）

4　法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第百十七条第二項第二号に規定する管理関係荷主であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条の二第一項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する主務大臣
第十三条の二第二項並びに第十四条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十九条第一項に規定する主務大臣
（略）	（略）	（略）

5　法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第百三十四条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条の二並びに第十四条第一項及び第二項	事業所管大臣	国土交通大臣
（略）	（略）	（略）

（未調整排出係数の公表）

第二十一条　環境大臣及び経済産業大臣は、事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する取組を促進するため、電気事業者ごとに未調整排出係数（他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数であって、電気事業者における国内認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量のうち適切と認められるものの取得等を反映していないものをいう。）及び当該未調整排出係数を求めるために必要となった情報を収集するとともに、その内容を確認し、当該未調整排出係数を公表するものとする。

第二十二条　削除

第十四条第一項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する主務大臣
第十四条第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十九条第一項に規定する主務大臣
（略）	（略）	（略）

5　法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第百三十四条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条第一項及び第二項	事業所管大臣	国土交通大臣
（略）	（略）	（略）

（新設）

第二十一条及び第二十二条　削除

様式第１を次のように改める。

様式第１（第４条関係）

温室効果ガス算定排出量等の報告書

年　　月　　日

事業所管大臣（地方支分部局長）　殿

報告者　住　所（ふりがな）〒

氏名又は名称（ふりがな）

法人番号

代表者の氏名

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第26条第１項の規定により、温室効果ガス算定排出量等に関する事項について、次のとおり報告します。

特定排出者コード									
特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号、管理関係事業者番号									
（ふりがな） 特定排出者の名称 （前回の報告における名称）									
（ふりがな） 所在地	〒　－ 都道府県　市区町村								
商標又は商号等									
特定排出者の主たる事業				事業コード					
特定排出者の主たる事業を所管する大臣									
特定排出者において常時使用される従業員の数									
温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量	第１表、第２表及び別紙のとおり								
権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無			その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）			１．有 ２．無		
担当者（問合せ先）	部署								
	（ふりがな） 氏名								
	電話番号								
	メールアドレス								
※受理年月日	年　月　日			※処理年月日	年　月　日				

備考　１　本報告書は、特定排出者ごとに作成すること。
２　特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
３　特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号、管理関係事業者番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
４　前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
５　特定排出者が連鎖化事業者に該当する場合にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。
６　特定排出者の主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定排出者にあっては、そのうちの主たる事業を記載すること。
７　特定排出者において常時使用される従業員の数の欄には、前年４月１日現在（前年度中に事業を開始した特定排出者においては事業を開始した日）における人数を記載すること。
８　権利利益の保護に係る請求の有無の欄は、本報告が法第27条第１項の請求に係るものである場合は「１．有」に○をすること。
９　その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第32条第１項の規定による情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。
10　※の欄には、記載しないこと。
11　報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

【特定排出者単位の報告】

排出年度：　　年度

第１表　特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		温室効果ガス算定排出量			
			①燃料の使用に伴うエネルギー起源CO_2（②を除く。）	②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源CO_2	③他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源CO_2	④非エネルギー起源CO_2（⑤を除く。）
			⑤廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO_2	⑥CH_4	⑦N_2O	⑧HFC
			⑨PFC	⑩SF_6	⑪NF_3	⑫エネルギー起源CO_2（発電所等配分前）
－	特定排出者全体		①　t-CO_2	②　t-CO_2	③　t-CO_2	④　t-CO_2
			⑤　t-CO_2	⑥　t-CO_2	⑦　t-CO_2	⑧　t-CO_2
			⑨　t-CO_2	⑩　t-CO_2	⑪　t-CO_2	⑫　t-CO_2
1	事業の名称		①　t-CO_2	②　t-CO_2	③　t-CO_2	④　t-CO_2
			⑤　t-CO_2	⑥　t-CO_2	⑦　t-CO_2	⑧　t-CO_2
	細分類番号		⑨　t-CO_2	⑩　t-CO_2	⑪　t-CO_2	⑫　t-CO_2
	当該事業を所管する大臣					
2	事業の名称		①　t-CO_2	②　t-CO_2	③　t-CO_2	④　t-CO_2
			⑤　t-CO_2	⑥　t-CO_2	⑦　t-CO_2	⑧　t-CO_2
	細分類番号		⑨　t-CO_2	⑩　t-CO_2	⑪　t-CO_2	⑫　t-CO_2
	当該事業を所管する大臣					
3	事業の名称		①　t-CO_2	②　t-CO_2	③　t-CO_2	④　t-CO_2
			⑤　t-CO_2	⑥　t-CO_2	⑦　t-CO_2	⑧　t-CO_2
	細分類番号		⑨　t-CO_2	⑩　t-CO_2	⑪　t-CO_2	⑫　t-CO_2
	当該事業を所管する大臣					

備考　1　排出年度の欄には、当該年度を記載すること。

2　番号１から３までの項に、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

3　①～⑫の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

①　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、燃料（都市ガスを含む。以下同じ。）の使用に伴って発生する量（②を除く。）

②　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、廃棄物の原燃料使用に伴って発生する量

③　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、他人から供給された電気及び熱の使用に伴って発生する量

④　二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（①、②、③及び⑤を除く。）

⑤　廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（②を除く。）

⑥　メタンの温室効果ガス算定排出量

⑦　一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量

⑧　ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量

⑨　パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量

⑩　六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量

⑪　三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量

⑫　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（発電所等配分前）

4　①の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。

5　①の量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第３表の１及び第３表の２にも必要事項を記載すること。

③の量に、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第３表の３及び第３表の４にも必要事項を記載すること。さらに、備考７(1)イからエまでに掲げる量が含まれる場合には、第５表の１にも必要事項を記載すること。

③の量に、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第３表の５及び第３表の６にも必要事項を記載すること。さらに、備考７(2)カ及びキに掲げる量が含まれる場合には、第５表の１にも必要事項を記載すること。

6　②の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

(1)　廃棄物の燃料としての使用

(2)　廃棄物を原材料とする燃料の使用

7　③の欄には、次に掲げる方法により算定した量を合算した量を記載すること。

(1)　次に掲げるアの量から、イ及びウの量を控除し、エの量を加算した量

ア　他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

イ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量

ウ　非化石電源二酸化炭素削減相当量

エ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移転量

(2)　次に掲げるオの量から、カの量を控除し、キの量を加算した量

オ　他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

カ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの無効化量

キ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの移転量

8　⑤の欄には、廃棄物の焼却（焼却時に発生する熱を回収するものに限る。）に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を記載すること。

9　⑧及び⑨の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。

10　⑫の欄は、本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。

11　⑫の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

12　本報告に係る特定排出者がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①、②、③及び⑫の欄には記載する必要はないこと。

13　①、②、④、⑤及び⑫の量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて第５表の７及び第５表の８にも必要事項を記載すること。

第２表　特定排出者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	$t\text{-}CO_2$

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載すること。

第３表の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
$t\text{-}CO_2$/千m^3		
$t\text{-}CO_2$/千m^3		
$t\text{-}CO_2$/千m^3		
$t\text{-}CO_2$/千m^3		
$t\text{-}CO_2$/千m^3		
$t\text{-}CO_2$/千m^3		
$t\text{-}CO_2$/千m^3		
$t\text{-}CO_2$/千m^3		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第３表の２　調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
$t\text{-}CO_2$/千m^3		
$t\text{-}CO_2$/千m^3		
$t\text{-}CO_2$/千m^3		
$t\text{-}CO_2$/千m^3		
$t\text{-}CO_2$/千m^3		
$t\text{-}CO_2$/千m^3		
$t\text{-}CO_2$/千m^3		
$t\text{-}CO_2$/千m^3		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第３表の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第３表の４　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第３表の５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第３表の６　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第４表　法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容

備考　１　本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

２　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第３表の１及び第３表の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第３表の３及び第３表の４に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第３表の５及び第３表の６に記載すること。

３　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、第５表の７及び第５表の８に記載すること。

第５表の１　温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量

種　　別	合　計　量
１．	$t\text{-}CO_2$
２．	$t\text{-}CO_2$
３．	$t\text{-}CO_2$
４．	$t\text{-}CO_2$

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。あわせて、第５表の２、第５表の３及び第５表の４に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、第５表の５に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、第５表の６に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

第５表の２　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量	方法論の種別
～		$t\text{-}CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t\text{-}CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t\text{-}CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t\text{-}CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
合　計　量		$t\text{-}CO_2$	—
（うち再エネ電力由来）		$t\text{-}CO_2$	—
（うち再エネ熱由来）		$t\text{-}CO_2$	—

備考　１　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。

２　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

３　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。

４　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。

５　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。

６　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。

７　方法論の種別の欄には、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものについては「再エネ電力由来」、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものについては「再エネ熱由来」、その他の方法論によるクレジットについては「その他」に○をすること。

８　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第５表の３　国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	$t\text{-}CO_2$
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	$t\text{-}CO_2$
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		$t\text{-}CO_2$
④①～③の合計		$t\text{-}CO_2$
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t\text{-}CO_2$
⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t\text{-}CO_2$
⑦他人から供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t\text{-}CO_2$
⑧電気事業者から小売供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t\text{-}CO_2$

備考　本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量
② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
③ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
④ ①～③の量の合計量
⑤ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
⑥ ⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量
⑦ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量
⑧ ⑦のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の調整後排出係数を乗じて算定した量

第５表の４　国内認証排出削減量のうち熱に係る情報

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン熱証書	$t\text{-}CO_2$
	②再エネ熱の導入に係るクレジット	$t\text{-}CO_2$
	③①及び②の合計	$t\text{-}CO_2$
④他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t\text{-}CO_2$
⑤他人から供給された熱の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t\text{-}CO_2$

備考　本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン熱証書に係る量
② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
③ ①及び②の量の合計量
④ 他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
⑤ 他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量

第５表の５　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		$t\text{-}CO_2$
		$t\text{-}CO_2$
		$t\text{-}CO_2$
		$t\text{-}CO_2$
合　計　量		$t\text{-}CO_2$

備考　１　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する全ての情報（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
４　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
５　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第５表の６　非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	$t\text{-}CO_2/kWh$		$t\text{-}CO_2$

備考　１　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
２　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
３　種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
４　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
５　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

第５表の７　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO_2

備考　１　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
２　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

第５表の８　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	t-CO_2
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO_2
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

備考　１　本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。
２　本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて当該燃料の製造者又は利用者と合意していることが確認できる書類を添付すること。
３　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

第６表　特定排出者が設置する特定事業所の一覧

事業所番号	エネルギー管理指定工場等番号（指定区分）	事業所の名称	事業所の所在地	事業所において行われる事業	
				事業コード	事業の名称
1	（第　種）		〒		
2	（第　種）		〒		
3	（第　種）		〒		
4	（第　種）		〒		
5	（第　種）		〒		
6	（第　種）		〒		
7	（第　種）		〒		
8	（第　種）		〒		
9	（第　種）		〒		
10	（第　種）		〒		

備考　１　本表には、特定排出者が設置している全ての特定事業所について必要事項を記載すること。
２　エネルギー管理指定工場等番号の欄には、別途経済産業大臣による指定が行われている場合に記載すること。
３　事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、そのうちの主たる事業を記載すること。
４　本表に記載した特定事業所については、当該事業所ごとの温室効果ガス算定排出量等を、別紙を添付することにより報告すること。

（別紙）【特定事業所単位の報告】

排出年度：　　年度

事業所番号	

（ふりがな） 事業所の名称 （前回の報告における名称）	
（ふりがな） 所在地	〒　－ 都道府県　市区町村
事業所において行われる事業	
特定排出者コード	
都道府県コード	事業コード
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づくエネルギー管理指定工場等番号	
温室効果ガス算定排出量	別紙第１表のとおり
権利利益の保護に係る請求の有無 （該当するものに○をすること）	１．有 ２．無
その他の関連情報の提供の有無 （該当するものに○をすること）	１．有 ２．無
担当者（問合せ先）　部署	
（ふりがな） 氏名	
電話番号	
メールアドレス	

備考　１　本別紙は、第６表に記載する事業所ごとに作成すること。
２　事業所番号の欄には、第６表の事業所番号を本別紙の各ページに記載すること。
３　前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
４　事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、そのうちの主たる事業を記載すること。
５　特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
６　権利利益の保護に係る請求の有無の欄は、本報告が法第 27 条第１項の請求に係るものである場合は「１．有」に○をすること。
７　その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第 32 条第１項の規定による情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。

事業所番号	

別紙第１表　特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

温室効果ガス算定排出量			
①エネルギー起源 CO_2（②を除く。）　t-CO_2	②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO_2　t-CO_2	③非エネルギー起源 CO_2（④を除く。）　t-CO_2	④廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO_2　t-CO_2
⑤CH_4　t-CO_2	⑥N_2O　t-CO_2	⑦HFC　t-CO_2	⑧PFC　t-CO_2
⑨SF_6　t-CO_2	⑩NF_3　t-CO_2	⑪エネルギー起源 CO_2（発電所等配分前）　t-CO_2	

備考　１　①～⑪の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
①　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（②を除く。）
②　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、廃棄物の原燃料使用に伴って発生する量
③　二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（①、②及び④を除く。）
④　廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（②を除く。）
⑤　メタンの温室効果ガス算定排出量
⑥　一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
⑦　ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
⑧　パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
⑨　六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
⑩　三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量
⑪　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（発電所等配分前）
２　①の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
(1)　燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の原燃料使用に伴って発生するものを除く。）
(2)　他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
(3)　他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
３　①の量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて別紙第２表の１にも必要事項を記載すること。
①の量に、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて別紙第２表の２にも必要事項を記載すること。
①の量に、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて別紙第２表の３にも必要事項を記載すること。
４　②の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
(1)　廃棄物の燃料としての使用
(2)　廃棄物を原材料とする燃料の使用
５　④の欄には、廃棄物の焼却（焼却時に発生する熱を回収するものに限る。）に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を記載すること。
６　⑦及び⑧の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。

7　⑪の欄は、本別紙に係る特定事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
8　⑪の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。
9　本報告に係る特定事業所がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①、②及び⑪の欄には記載する必要はないこと。
10　①から④まで及び⑪の量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて別紙第４表及び別紙第５表にも必要事項を記載すること。

事業所番号	

別紙第２表の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
$t\text{-}CO_2/千m^3$	

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値及び当該係数の根拠を記載すること。

別紙第２表の２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
$t\text{-}CO_2/kWh$	

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値及び当該係数の根拠を記載すること。

別紙第２表の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
$t\text{-}CO_2/GJ$	

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値及び当該係数の根拠を記載すること。

別紙第３表　法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容

備考　１　本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当

該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

２　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第２表の１に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第２表の２に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第２表の３に記載すること。

３　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、別紙第４表及び別紙第５表に記載すること。

別紙第４表　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	$t\text{-}CO_2$

備考　１　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。

２　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

別紙第５表　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	$t\text{-}CO_2$
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	$t\text{-}CO_2$
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

備考　１　本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。

２　本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて合意していることが確認できる書類を添付すること。

３　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

様式第一の二を次のように改める。

様式第１の２（第６条及び第15条関係）

※受　理　日	年　　月　　日
※整 理 番 号	
※結　　果	
※決定通知日	年　　月　　日

権利利益の保護に係る請求書

年　　月　　日

事業所管大臣（地方支分部局長）　殿

請求者
住　所（ふりがな）　〒
氏　名（ふりがな）
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
法人番号

地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の規定により、同法第26条第１項の規定による報告に係る温室効果ガス算定排出量に代えて、同法第27条第１項で定めるところにより合計した量をもって同法第28条第１項の規定による通知を行うことを請求します。

公にされることにより権利利益が害されるおそれがあると思料する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量若しくは第４条第２項第 13 号若しくは第 14 号に掲げる事項
（温室効果ガスの名称等）　　$t\text{-}CO_2$
権利利益が害されるおそれがあると思料する理由
権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実

備考　１　※の欄には、記載しないこと。
２　本様式は、請求に係る温室効果ガスである物質ごとに作成すること。
３　権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実に関しては、事実を証する書類を添付することができる。
４　本様式の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第二を次のように改める。

様式第２（第11条及び第19条関係）

温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報

年　　月　　日

事業所管大臣（地方支分部局長）　殿

提供者　住　所（ふりがな）　〒
氏名又は名称（ふりがな）
法人番号
代表者の氏名

地球温暖化対策の推進に関する法律第 32 条第１項の規定により、温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

１．この情報は、特定排出者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。
２．この情報は、当事業所のみに係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。

該当するいずれかの番号を記載	
特定排出者コード	
事業所番号	
エネルギー管理指定工場等番号	
事業所の名称	

１．温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報

２．温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報

３．温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報

① 省エネルギーの取組状況

詳細URL

② 再生可能エネルギーの使用状況

詳細URL

③ エネルギー転換の状況（電化、燃料転換等）

詳細URL

④ その他の実施した措置（工業プロセスの変更、農業方法の変更等）

詳細URL

４．温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報

５．温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量並びに吸収量等に関する情報

（１）温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量に関する情報

① サプライチェーン排出量算定・削減の取組

詳細URL

② 企業グループ全体の温室効果ガスの排出量　　$t\text{-}CO_2$

算定対象範囲（国内事業者のみ、国外事業者も含む等）その他の詳細

詳細URL

（２）他の者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報

① 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収して製品等に利用することで他の者の温室効果ガス排出量の削減に寄与した量に関する情報

回収した二酸化炭素の量	$t\text{-}CO_2$
回収した二酸化炭素の用途等に関する情報	

詳細URL

② その他他の者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報

詳細URL

（３）調整後温室効果ガス排出量の調整に活用したクレジット以外のクレジットの取得・活用に関する状況

詳細URL

（４）自らの温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報

詳細URL

６．温室効果ガスの排出量等の信頼性向上に関する情報

① 温室効果ガスの排出量等に対する自らの確認に関する情報

詳細URL

② 温室効果ガスの排出量等に対する第三者による検証又は保証に関する情報

詳細URL

７．気候変動関連の目標、計画及び情報開示に関する情報

（１）気候変動関連の目標に関する情報

長期目標から順に記載すること

目標１	目標年又は年度	年又は年度
	基準年又は年度	年又は年度
	目標詳細（目標の対象、目標値等）	
	目標に対する進捗状況	
	詳細URL	

目標２	目標年又は年度	年又は年度
	基準年又は年度	年又は年度
	目標詳細（目標の対象、目標値等）	
	目標に対する進捗状況	
	詳細URL	

（２）気候変動関連の計画に関する情報

詳細URL

（３）気候変動関連の情報開示に関する情報

① サステナビリティ関連情報開示の実施（TCFD提言への賛同も含む。）

□　実施している

② 具体的な情報開示の取組状況

詳細URL

８．その他の情報

担当者（問合せ先）

部　署	
ふりがな	
氏　名	
電話番号	

※受理年月日	年　月　日	※処理年月日	年　月　日

備考　１　本様式の提出は任意であること。必要に応じ、特定排出者ごと又は事業所ごとに１部作成し、特定排出者に係るものは当該特定排出者として行う報告に添えて、事業所に係るものは当該事業所の報告に添えて、提出すること。

２　提供された情報については公表されるものであること。ただし、製品の販売のための広告等法の規定の趣旨に反して記載された情報であると認められるものについては、この限りでない。

３　全ての欄に記載する必要はないこと。

４　各欄への記載について、環境報告書・統合報告書やホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記載することで代替することができる。

５　特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。

６　事業所に係る情報を提供する場合は、事業所番号の欄に、様式第１第６表の事業所番号を記載すること。ただし、様式第１を提出しない場合は、この限りでない。

７　事業所に係る情報を提供する場合は、エネルギー管理指定工場等番号の欄に、別途経済産業大臣により指定された番号を記載すること。ただし、経済産業大臣による指定が行われていない場合は、この限りでない。

８　温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。

９　温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス排出原単位（温室効果ガス算定排出量その他の特定排出者又は事業所において把握している温室効果ガスの排出量（以下単に「温室効果ガスの排出量」という。）を、生産数量又は建物延床面積その他の当該排出量と密接な関係を持つ値で除した値をいう。以下同じ。）の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。

10　温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄には、省エネルギーの取組状況、再生可能エネルギーの使用状況、エネルギー転換の状況、その他の実施した措置について、削減効果と併せて記載することができる。

11　温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量、温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報

の欄で記載した温室効果ガス排出原単位及び温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄で記載した削減効果の算定方法の詳細並びに算定に必要なデータを把握する具体的方法について記載することができる。また、政省令で定める算定方法・排出係数と異なる算定方法（実測、モデル計算等）・排出係数を用いて排出量を算定した場合、その詳細についても記載することができる。

12　温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量に関する情報の欄には、サプライチェーン排出量（Scope1 排出量（事業者自らが直接的に排出する温室効果ガスの量）、Scope2 排出量（他者から供給された電気又は熱の使用に伴い間接的に排出する温室効果ガスの量）及び Scope3 排出量（Scope2 排出量以外で事業者が間接的に排出する温室効果ガスの量）の合計量をいう。）算定・削減の取組、企業グループ全体の温室効果ガスの排出量について記載することができる。企業グループ全体の温室効果ガスの排出量に関しては、算定対象とした企業グループの範囲等についても併せて記載することができる。

13　他の者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報の欄には、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収して製品等に利用することで他の者の温室効果ガス排出量の削減に寄与した量その他他の者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量について、回収した二酸化炭素の用途等に関する情報及び削減貢献量の算定方法の詳細と併せて記載することができる。

14　調整後温室効果ガス排出量の調整に活用したクレジット以外のクレジットの取得・活用に関する状況の欄には、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量として定められたクレジット以外のクレジットの取得・活用の状況について記載することができる。

15　自らの温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報の欄には、自らの森林経営等による温室効果ガス吸収の取組及びその吸収量並びに炭素貯蔵の取組及びその貯蔵量について記載することができる。吸収量等の記載に当たっては、その算定方法についても記載すること。

16　温室効果ガスの排出量等の信頼性向上に関する情報の欄には、温室効果ガスの排出量等に対する自らの確認又は第三者による検証若しくは保証の有無について、また、それらがある場合は、確認又は検証若しくは保証の対象や実施された手続等その具体的内容について記載することができる。

17　気候変動関連の目標に関する情報の欄には、温室効果ガスの排出量の削減目標等の気候変動対策に関する目標について、目標年又は年度、基準年又は年度、目標の対象、目標値、目標に対する進捗状況を含めて記載することができる。また、SBTi（企業がパリ協定と整合した温室効果ガスの排出量の削減目標を設定し、認定を取得する国際的なイニシアティブ）の認定取得状況、RE100（企業が事業で使用する全ての電力を再生可能エネルギー由来の電力で賄うことを目指す国際的なイニシアティブ）への参加状況等についても記載することができる。

　３つ以上の目標を記載する場合は、記載欄を追加すること。

18　気候変動関連の計画に関する情報の欄には、温室効果ガスの排出量の削減及び吸収に関する計画・戦略、ビジネスモデルの転換又は技術開発・イノベーションの取組状況・計画について記載することができる。

19　気候変動関連の情報開示に関する情報の欄には、サステナビリティ関連情報開示の実施（TCFD 提言（TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が 2017 年に公表した「Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」をいう。）への賛同を含む。）及び具体的な情報開示の取組状況について記載することができる。

20　その他の情報の欄には、上記のいずれの欄にも記載しなかった温室効果ガスの排出量の削減等に関する情報について記載することができる。

21　担当者の欄は、温室効果ガス算定排出量を報告した書類において記載した担当者と同一である場合には、記載する必要はないこと。

22　※の欄には、記載しないこと。

23　本様式の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第四を次のように改める。

様式第４（第 22 条の３第１項関係）

※受 理 日	年　月　日
※整理番号	

電子情報処理組織使用届出書

年　月　日

（地方環境事務所長）　殿
（経済産業局長）

提出者　住所（ふりがな）　〒

氏名（ふりがな）

（法人にあっては名称及び代表者氏名）

法人番号

地球温暖化対策の推進に関する法律第 26 条第１項の規定による報告及び第 32 条第１項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

特定排出者コード		
特定排出者の名称（ふりがな）		
所在地（ふりがな）		〒
担当者	部署	
	氏名（ふりがな）	
	電話番号	
	メールアドレス	

備考　１　※の欄には、記入しないこと。
２　宛先の欄には、特定排出者の主たる事業所の所在地を管轄する地方環境事務所長又は経済産業局長を記載すること。
３　特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
４　本様式の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第五を次のように改める。

様式第５（第22条の３第３項関係）

※受　理　日	年　　月　　日
※整理番号	

電子情報処理組織使用変更届出書

年　　月　　日

（地方環境事務所長）　　殿
（経済産業局長）

提出者　住（ふりがな）所　〒

氏（ふりがな）名

（法人にあっては名称及び代表者氏名）

法人番号

地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第１項の規定による報告及び第32条第１項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

作成担当者連絡先

特定排出者コード									
特定排出者（ふりがな）の名称									
所在地（ふりがな）	〒								
担当者	部　署								
	氏（ふりがな）名								
	電話番号								
	メールアドレス								

備考　１　※の欄には、記入しないこと。
２　宛先の欄には、特定排出者の主たる事業所の所在地を管轄する地方環境事務所長又は経済産業局長を記載すること。
３　特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
４　本様式の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第六を次のように改める。

様式第６（第22条の３第３項関係）

※受　理　日	年　　月　　日
※整理番号	

電子情報処理組織使用廃止届出書

年　　月　　日

（地方環境事務所長）　　殿
（経済産業局長）

提出者　住（ふりがな）所　〒

氏（ふりがな）名

（法人にあっては名称及び代表者氏名）

法人番号

地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第１項の規定による報告及び第32条第１項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

識別符号

作成担当者連絡先

特定排出者コード									
特定排出者（ふりがな）の名称									
所在地（ふりがな）	〒								
担当者	部　署								
	氏（ふりがな）名								
	電話番号								
	メールアドレス								

備考　１　※の欄には、記入しないこと。
２　宛先の欄には、特定排出者の主たる事業所の所在地を管轄する地方環境事務所長又は経済産業局長を記載すること。
３　識別符号の欄には、第22条の３第２項に基づき、地方環境事務所長及び経済産業局長が付した識別符号を記載すること。
４　特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
５　本様式の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

附　則

（施行期日）

１　この命令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この命令による改正後の規定は、令和七年度以降の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十六条第一項の規定による報告について適用する。

デジタル庁令

○デジタル庁令第一号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第二条第二項及び第十八条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和七年三月三日

内閣総理大臣　石破　茂

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公的給付の支給等） **第二条**　法第二条第二項のデジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～二十三の二　略］ 二十四　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付又は育児休業等給付の支給（番号利用法情報提供省令第百十一条第二号又は第百十四条第二号に規定する事務に係るものに限る。） ［二十五～四十一　略］ 四十二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施（番号利用法情報提供省令第百五十七条第一号から第四号まで、第十号若しくは第十七号又は第十八号に規定する事務に係るものに限る。） ［四十三～四十五　略］ （確認記録の保存） **第四条の九**　金融機関は、確認記録を、法第三条第二項の申請等を受けた日から、六箇月間保存するものとする。 （確認記録の記録事項） **第四条の十一**　確認記録に記録する事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　略］ 三　預貯金者又は代理人等の本人確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該提示を受けた日付及び時刻（当該提示を受けた本人確認書類又は補完書類の写しを確認記録に添付し、確認記録と共に第四条の九に定める日から六箇月間保存する場合にあっては、日付に限る。） ［四～十八　略］ ［2・3　略］	（公的給付の支給等） **第二条**　［同上］ ［一～二十三の二　同上］ 二十四　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付又は育児休業等給付の支給（番号利用法情報提供省令第百十一条第二号又は第百十四条第二号に規定する事務に係るものに限る。） ［二十五～四十一　同上］ 四十二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施（番号利用法情報提供省令第百五十七条第六号、第十三号又は第十四号に規定する事務に係るものに限る。） ［四十三～四十五　同上］ （確認記録の保存） **第四条の九**　金融機関は、確認記録を、法第三条第二項の申請等を受けた日から、七年間保存するものとする。 （確認記録の記録事項） **第四条の十一**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　預貯金者又は代理人等の本人確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該提示を受けた日付及び時刻（当該提示を受けた本人確認書類又は補完書類の写しを確認記録に添付し、確認記録と共に第四条の九に定める日から七年間保存する場合にあっては、日付に限る。） ［四～十八　同上］ ［2・3　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この庁令は、令和七年四月一日から施行する。

省　令

○農林水産省令第六号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二十第一項及び第十一条の二十九、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十五条の五第一項（同法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）及び第十五条の十四（同法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）並びに農業協同組合法第十一条の二十七及び水産業協同組合法第十五条の十二（同法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条の三、第三十七条の四及び第三十八条第九号の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三日

農林水産大臣　江藤　拓

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（情報の提供）	（情報の提供）
第二十一条の二　（略）	**第二十一条の二**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第十条第一項第十号の事業を行う組合又は共済代理店は、法第十一条の二十第一項の規定により共済契約の内容その他共済契約者等（同項に規定する共済契約者等をいう。次項及び第六項を除き、以下同じ。）の参考となるべき情報の提供を行う場合には、共済契約者及び被共済者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。	3　法第十条第一項第十号の事業を行う組合又は共済代理店は、法第十一条の二十第一項の規定により共済契約の内容その他共済契約者等（同項に規定する共済契約者等をいう。以下同じ。）の参考となるべき情報の提供を行う場合には、共済契約者及び被共済者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　次に掲げる共済契約を取り扱う場合であって、共済契約者又は被共済者との合意に基づく方法その他当該共済契約の特性等に照らして、前二号に掲げる方法によらなくとも、当該共済契約に係る共済契約者又は被共済者の理解に資する他の方法があるときは、当該他の方法（ハに掲げる共済契約を取り扱う場合にあっては、当該共済契約に係る共済契約者に対する情報の提供に係る部分に限る。）	三　次に掲げる共済契約を取り扱う場合であって、共済契約者又は被共済者との合意に基づく方法その他当該共済契約の特性等に照らして、前二号に掲げる方法によらなくとも、当該共済契約に係る共済契約者又は被共済者の理解に資する他の方法があるときは、当該他の方法（ハに掲げる共済契約を取り扱う場合にあっては、当該共済契約に係る共済契約者に対する情報の提供に係る部分に限る。）
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
ニ　既に締結している共済契約（第八号及び第十一項第二号において「既契約」という。）の一部の変更をすることを内容とする共済契約（当該変更に係る部分に限る。）	ニ　既に締結している共済契約（第八号及び第九項第二号において「既契約」という。）の一部の変更をすることを内容とする共済契約（当該変更に係る部分に限る。）
四～九　（略）	四～九　（略）
4　前項の組合又は共済代理店は、同項第一号、第四号、第七号及び第八号の規定による書面の交付に代えて、第七項に定めるところにより、当該共済契約者又は当該被共済者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用	4　前項の組合又は共済代理店は、同項第一号、第四号、第七号及び第九号の規定による書面の交付（同項第七号の規定による書面の交付にあっては、特定共済契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付を除く。）に代えて、第七項に定めるところにより、当該共済契約

する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合又は当該共済代理店は、当該交付をしたものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　前項の組合又は共済代理店（当該組合又は当該共済代理店との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを書面に記載すべき事項を提供する共済契約者若しくは被共済者又は当該組合若しくは当該共済代理店の用に供する者を含む。以下この号及び第六項において同じ。）の使用に係る電子計算機と共済契約者等（共済契約者若しくは被共済者又はこれらの者との契約により共済契約者ファイル（専ら共済契約者又は被共済者の用に供されるファイルをいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項及び第六項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項を送信し、共済契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた共済契約者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、当該組合又は当該共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　前項の組合又は共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて共済契約者又は被共済者の閲覧に供し、共済契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該共済契約者又は当該被共済者の共済契約者ファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、当該組合又は当該共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ　前項の組合又は共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられた共済契約者ファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて共済契約者又は被共済者の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（前項の組合又は共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の共済契約者又は被共済者の閲覧に供するため書面に記載すべき事項を記録させるファイルをいう。次項において同じ。）に記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて共済契約者又は被共済者の閲覧に供する方法

二　（略）

5　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　共済契約者又は被共済者が共済契約者ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

二　前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（共済契約者又は被共済者の使用に係る電子計算機に備えられた共済契約者ファイルに書面に記載すべき事項を記録する方法を除く。）にあっては、書面に記載すべき事項を共済契約者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を共済契約者又は被共済者に対し通知するものであること。ただし、共済契約者又は被共済者が当該書面に記載すべき事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

者又は当該被共済者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条及び第二十二条の二十九において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合又は当該共済代理店は、当該交付をしたものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　当該組合又は当該共済代理店の使用に係る電子計算機と共済契約者又は被共済者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該共済契約者又は当該被共済者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　当該組合又は当該共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて当該共済契約者又は当該被共済者の閲覧に供し、当該共済契約者又は当該被共済者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、当該組合又は当該共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（新設）

（新設）

二　（略）

5　前項各号に掲げる方法は、共済契約者又は被共済者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（新設）

（新設）

三　前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、書面に記載すべき事項に掲げられた共済契約に基づき、共済契約の共済期間の終了の日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該書面に記載すべき事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している書面に記載すべき事項を書面により交付する場合、共済契約者若しくは被共済者の承諾（第七項又は第十項第一号に規定する方法による承諾に限る。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は共済契約者若しくは被共済者による当該書面に記載すべき事項に係る消去の指図がある場合は、当該書面に記載すべき事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに掲げる方法については、共済契約者ファイルに記録された書面に記載すべき事項

ロ　前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された書面に記載すべき事項

四　前項第一号ニに掲げる方法にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　共済契約者又は被共済者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を共済契約者ファイルに記録するものであること。

ロ　前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により共済契約者又は被共済者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した共済契約者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた共済契約者又は被共済者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

6　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、第三項の組合又は共済代理店の使用に係る電子計算機と、共済契約者ファイルを備えた共済契約者等又は当該組合若しくは当該共済代理店の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7・8　（略）

9　第三項の組合又は共済代理店は、同項第五号、第六号及び第九号の規定による書面の交付に代えて、当該共済契約者又は当該被共済者から当該書面の交付の請求があった場合を除き、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合又は当該共済代理店は、当該交付をしたものとみなす。

10　前項の規定により電磁的方法による提供を行おうとする第三項の組合又は共済代理店は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

一　あらかじめ、共済契約者又は被共済者に対し、その旨及び第七項各号に掲げる事項を示し、第三項第五号、第六号及び第九号に規定する書面の交付を電磁的方法により受けることについて、書面、当該組合又は当該共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第四項第二号に掲げる方法による承諾を得ること。

二　あらかじめ、共済契約者又は被共済者に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知すること。

イ　第七項各号に掲げる事項

ロ　当該組合又は当該共済代理店に対し、当該共済契約者又は当該被共済者が第三項第五号、第六号及び第九号の規定にする書面の交付を請求することができる旨

11・12　（略）

（新設）

（新設）

6　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、第三項の組合又は共済代理店の使用に係る電子計算機と、共済契約者又は被共済者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（新設）

7・8　（略）

9・10　（略）

（意向の把握等を要しない場合）

第二十一条の三　法第十一条の二十一に規定する農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　前条第十一項各号に掲げる場合

二・三　（略）

（情報通信の技術を利用した提供）

第二十二条の九　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（当該組合との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供する相手方（以下この条において「利用者」という。）又は当該組合の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と利用者等（利用者又は利用者との契約により利用者ファイル（専ら利用者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、同号の事業を行う組合で同項に規定する事項を提供するものの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ～ニ　（略）

二　（略）

2　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

三　前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾（書面、法第十条第一項第十号の事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は前項第二号に掲げる方法による承諾に限る。）を得て同項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ　（略）

四　（略）

3　（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第二十二条の十　令第十二条第一項及び第十三条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（意向の把握等を要しない場合）

第二十一条の三　法第十一条の二十一に規定する農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　前条第九項各号に掲げる場合

二・三　（略）

（情報通信の技術を利用した提供）

第二十二条の九　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（同号の事業を行う組合で準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供するものとの契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「利用者」という。）又は当該組合の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と利用者等（利用者又は利用者との契約により利用者ファイル（専ら利用者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、同号の事業を行う組合で同項に規定する事項を提供するものの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ～ニ　（略）

二　（略）

2　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

三　前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾（令第十二条第一項に規定する電磁的方法（次条において「電磁的方法」という。）による承諾をいう。）を得て同号イ若しくはロ若しくは前項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ　（略）

四　（略）

3　（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第二十二条の十　令第十二条第一項及び第十三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（特定共済契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為）

第二十二条の二十三　準用金融商品取引法第三十七条各項の農林水産省令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二　（略）

三　次に掲げる事項の全てのみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ～ハ　（略）

ニ　第二十二条の二十八第一項に規定する方法により提供される情報を十分に確認すべき旨

（削る。）

（特定共済契約に関する契約締結前の情報の提供）

第二十二条の二十八　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（利用者から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があった場合にあっては、当該方法）により行うものとする。

一　次のいずれかの書面の交付

イ　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を記載した書面（以下「契約締結前交付書面」という。）

ロ　既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを内容とする特定共済契約を締結しようとする場合において、当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項に変更すべきものがあるときにおける当該変更すべき事項を記載した書面

二　前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法（第二十二条の九第一項に規定する方法をいう。次条、第二十二条の三十二の三及び第二十三条において同じ。）による提供

2　前項に規定する情報の提供を同項第二号に掲げる方法により行おうとする組合は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

一　あらかじめ、利用者に対し、その旨及び第二十二条の十各号に掲げる事項を示し、前項に規定する情報の提供を同項第二号に掲げる方法により受けることについて、書面、当該組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第二十二条の九第一項第二号に掲げる方法による承諾を得ること。

二　あらかじめ、利用者に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知すること。

イ　第二十二条の十各号に掲げる事項

ロ　当該組合に対し、当該利用者が前項第一号に掲げる方法による当該情報の提供を請求することができる旨

（特定共済契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為）

第二十二条の二十三　準用金融商品取引法第三十七条各項の農林水産省令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二　（略）

三　次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ～ハ　（略）

ニ　次に掲げるいずれかの書面を十分に読むべき旨

(1)　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）

(2)　第二十二条の三十第一項第二号に規定する契約変更書面

（特定共済契約に関する契約締結前交付書面の記載方法）

第二十二条の二十八　契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を、日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第二十二条の三十二第八号に掲げる事項を、枠の中に日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

3　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、契約締結前交付書面には、第二十二条の三十二第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとし、そのうち特に重要な商品の仕組み及び同項第五号に掲げる事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて記載するものとする。

３　契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載するものとする。

４　前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

一　第二十二条の三十二第一号に掲げる事項

二　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの

５　第三項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第二十二条の三十二第八号に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、前項に規定する事項の次に記載するものとする。

（共済契約者等に参考となるべき事項に係る情報の提供）

第二十二条の二十九　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により共済契約者等に参考となるべき事項に係る情報の提供を行う場合には、共済契約者及び被共済者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。

一　特定共済契約の締結に関し、特定共済契約の締結又は特定共済契約に加入することの判断に参考となるべき事項（準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を除く。）に関する説明

二～七　（略）

２　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、前項第二号から第七号までの規定による書面の交付に代えて、利用者から当該書面の交付の請求があった場合を除き、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合は、当該交付をしたものとみなす。

３　前条第二項の規定は、前項の規定により電磁的方法による提供を行おうとする組合について準用する。

（削る。）

（特定共済契約に関して契約締結前の情報の提供を要しない場合）

第二十二条の三十　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを内容とする特定共済契約を締結しようとする場合であって、当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る同項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項に変更すべきものがないときとする。

（削る。）

（情報の提供）

第二十二条の二十九　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の二十七において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により共済契約者等に参考となるべき情報の提供を行う場合には、共済契約者及び被共済者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。

一　特定共済契約の締結に関し、特定共済契約の締結又は特定共済契約に加入することの判断に参考となるべき事項に関する説明（契約締結前交付書面の交付により提供される情報を除く。）

二～七　（略）

２　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、前項第二号から第七号までの規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該共済契約者又は当該被共済者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合は、当該交付をしたものとみなす。

３　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該共済契約者又は当該被共済者に対し、その用いる第二十一条の二第四項各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

４　前項の規定による承諾を得た組合は、当該共済契約者又は当該被共済者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該共済契約者又は当該被共済者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該共済契約者又は当該被共済者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定共済契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第二十二条の三十　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを内容とする特定共済契約を締結しようとする場合であって、次に掲げるときとする。

一　当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

（削る。）

（削る。）

（特定共済契約に関する利用者が支払うべき対価に関する事項）

第二十二条の三十一　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号の農林水産省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定共済契約に関して利用者が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定共済契約に係る共済金等の額に対する割合又は当該特定共済契約を締結することにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの事項に係る情報の提供をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

2　（略）

（特定共済契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第二十二条の三十二　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該契約締結前交付書面に記載すべき事項として提供される情報を十分に確認すべき旨

二～十三　（略）

（特定共済契約に関する準用金融商品取引法第三十七条の三第二項の規定による説明を要しない事項等）

第二十二条の三十二の二　準用金融商品取引法第三十七条の三第二項に規定する農林水産省令で定める事項は、前条第八号に掲げる事項とする。

2　準用金融商品取引法第三十七条の三第二項ただし書に規定する農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　利用者の知識、経験、財産の状況及び当該特定共済契約を締結しようとする目的に照らして、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する情報の提供のみで当該利用者が同条第二項に規定する事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合

二　準用金融商品取引法第三十七条の三第二項に規定する事項について説明を要しない旨の当該利用者の意思の表明があった場合

（特定共済契約に関する契約締結時の情報の提供）

第二十二条の三十二の三　特定共済契約が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（利用者から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があった場合にあっては、当該方法）により行うものとする。

一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面の交付

イ　特定共済契約が成立したとき　当該特定共済契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する事項を記載した書面（以下「契約締結時交付書面」という。）

二　当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十二条の規定並びに第二十二条の九の規定は、前項第二号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

（特定共済契約に関する契約締結前交付書面に記載する利用者が支払うべき対価に関する事項）

第二十二条の三十　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号の農林水産省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定共済契約に関して利用者が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定共済契約に係る共済金等の額に対する割合又は当該特定共済契約を締結することにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

2　（略）

（特定共済契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第二十二条の三十一　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該契約締結前交付書面を十分に読むべき旨

二～十三　（略）

（新設）

（新設）

ロ　既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを内容とする特定共済契約が成立した場合において、当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する事項に変更すべきものがあるとき　当該変更すべき事項を記載した書面

二　前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供

2　第二十二条の二十八第二項の規定は、前項に規定する情報の提供を同項第二号に規定する方法により行おうとする組合について準用する。

（特定共済契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第二十二条の三十三　特定共済契約が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項（特定共済契約の成立後遅滞なく利用者に共済証書を交付する場合にあっては、当該共済証書に記載された事項を除く。）とする。

一～十一　（略）

（特定共済契約に関して契約締結時の情報の提供を要しない場合）

第二十二条の三十四　特定共済契約が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四ただし書に規定する農林水産省令で定める場合は、既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを内容とする特定共済契約が成立した場合であって、当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る同条に規定する事項に変更すべきものがないときとする。

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（特定共済契約の締結の事業に係る禁止行為）

第二十二条の三十六　準用金融商品取引法第三十八条第九号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　（略）

（削る。）

二　（略）

（特定共済契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第二十二条の三十三　特定共済契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項（特定共済契約の成立後遅滞なく利用者に共済証書を交付する場合にあっては、当該共済証書に記載された事項を除く。）を記載しなければならない。

一～十一　（略）

（特定共済契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第二十二条の三十四　契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを内容とする特定共済契約が成立した場合であって、次に掲げるときとする。

一　当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二　当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十二条の規定並びに第二十二条の九の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

（特定共済契約の締結の事業に係る禁止行為）

第二十二条の三十六　準用金融商品取引法第三十八条第九号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　（略）

二　契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、利用者（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の利用者とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあっては、当該契約変更書面に記載されている事項であって同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について利用者の知識、経験、財産の状況及び特定共済契約を締結する目的に照らして当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定共済契約を締結する行為

三　（略）

（共済事業の運営に関する措置）

第二十三条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の二十九の規定により、その共済事業（法第十一条の十七第二項に規定する共済事業をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　特別勘定を設けた共済契約に関し、当該組合の役員又は使用人が、一年ごとに、共済契約者に対し、次に掲げる方法のいずれか（当該共済契約者からイに掲げる方法による当該情報の提供の請求があった場合にあっては、当該方法）により、当該共済契約に係る資産の運用状況を記載した書面に係る情報の提供を行うための措置

イ　当該共済契約に係る資産の運用状況を記載した書面の交付

ロ　イの書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供

二・三　（略）

四　共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介又は自らが締結した若しくは締結の代理若しくは媒介を行った団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該共済契約に加入させるための行為に際して、役員等が、共済契約者及び被共済者（第二十一条の二第十一項第一号イからニまでの規定による被共済者を除く。第三十条の五において同じ。）に対し、共済契約の内容その他共済契約者等に参考となるべき情報につき、共済契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

五　（略）

2　第二十二条の二十八第二項の規定は、前項第一号に規定する情報の提供を同号ロに規定する方法により行おうとする組合について準用する。

（共済事業の運営に関する措置）

第二十三条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の二十九の規定により、その共済事業（法第十一条の十七第二項に規定する共済事業をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　特別勘定を設けた共済契約に関し、当該組合の役員又は使用人が、一年ごとに、共済契約者に対し、当該共済契約に係る資産の運用状況を記載した書面を交付するための措置

（新設）

（新設）

二・三　（略）

四　共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介又は自らが締結した若しくは締結の代理若しくは媒介を行った団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該共済契約に加入させるための行為に際して、役員等が、共済契約者及び被共済者（第二十一条の二第九項第一号イからニまでの規定による被共済者を除く。第三十条の五において同じ。）に対し、共済契約の内容その他共済契約者等に参考となるべき情報につき、共済契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

五　（略）

2　前項の組合の役員又は使用人は、同項第一号の規定による書面の交付に代えて、当該共済契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合の役員又は使用人は、当該交付をしたものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　当該組合の役員又は使用人の使用に係る電子計算機と共済契約者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、共済契約者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　当該組合の役員又は使用人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて共済契約者の閲覧に供し、当該共済契約者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、当該組合の役員又は使用人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、共済契約者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

4　第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、第一項の組合の役員又は使用人の使用に係る電子計算機と、共済契約者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（情報の提供） **第二十条の二**　（略） 2　（略） 3　共済事業実施組合又は共済代理店は、法第十五条の五第一項の規定により共済契約の内容その他共済契約者等（同項に規定する共済契約者等をいう。次項及び第六項を除き、以下同じ。）の参考となるべき情報の提供を行う場合には、共済契約者及び被共済者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。 一　共済契約の内容その他共済契約に関する情報のうち次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明（書面に記載すべき事項が電磁的記録（法第十七条の七第一項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録されている場合は、当該記録された事項を電子計算機の映像面へ表示したものを用いて行う説明を含む。以下この項において同じ。）及び次に掲げる事項を記載した書面の交付 イ～タ　（略） 二　（略） 三　次に掲げる共済契約を取り扱う場合であって、共済契約者又は被共済者との合意に基づく方法その他当該共済契約の特性等に照らして、前二号に掲げる方法によらなくとも、当該共済契約に係る共済契約者又は被共済者の理解に資する他の方法があるときは、当該他の方法（ハに掲げる共済契約を取り扱う場合にあっては、当該共済契約に係る共済契約者に対する情報の提供に係る部分に限る。） イ～ハ　（略） ニ　既に締結している共済契約（第八号及び第十一項第二号において「既契約」という。）の一部の変更をすることを内容とする共済契約（当該変更に係る部分に限る。） 四～九　（略）	（情報の提供） **第二十条の二**　（略） 2　（略） 3　共済事業実施組合又は共済代理店は、法第十五条の五第一項の規定により共済契約の内容その他共済契約者等（同項に規定する共済契約者等をいう。以下同じ。）の参考となるべき情報の提供を行う場合には、共済契約者及び被共済者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。 一　共済契約の内容その他共済契約に関する情報のうち次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明（書面に記載すべき事項が電磁的記録に記録されている場合は、当該記録された事項を電子計算機の映像面へ表示したものを用いて行う説明を含む。以下この項において同じ。）及び次に掲げる事項を記載した書面の交付 イ～タ　（略） 二　（略） 三　次に掲げる共済契約を取り扱う場合であって、共済契約者又は被共済者との合意に基づく方法その他当該共済契約の特性等に照らして、前二号に掲げる方法によらなくとも、当該共済契約に係る共済契約者又は被共済者の理解に資する他の方法があるときは、当該他の方法（ハに掲げる共済契約を取り扱う場合にあっては、当該共済契約に係る共済契約者に対する情報の提供に係る部分に限る。） イ～ハ　（略） ニ　既に締結している共済契約（第八号及び第九項第二号において「既契約」という。）の一部の変更をすることを内容とする共済契約（当該変更に係る部分に限る。） 四～九　（略）

5　第一項の組合の役員又は使用人は、第二項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該共済契約者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第二項各号に掲げる方法のうち当該組合の役員又は使用人が用いるもの

二　ファイルへの記録の方式

6　前項の規定による承諾を得た組合の役員又は使用人は、当該共済契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該共済契約者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該共済契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

4　前項の組合又は共済代理店は、同項第一号、第四号、第七号及び第八号の規定による書面の交付に代えて、第七項に定めるところにより、当該共済契約者又は当該被共済者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合又は当該共済代理店は、当該交付をしたものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　前項の組合又は共済代理店（当該組合又は当該共済代理店との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを書面に記載すべき事項を提供する共済契約者若しくは被共済者又は当該組合若しくは当該共済代理店の用に供する者を含む。以下この号及び第六項において同じ。）の使用に係る電子計算機と共済契約者等（共済契約者若しくは被共済者又はこれらの者との契約により共済契約者ファイル（専ら共済契約者又は被共済者の用に供されるファイルをいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項及び第六項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項を送信し、共済契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた共済契約者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、当該組合又は当該共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　前項の組合又は共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて共済契約者又は被共済者の閲覧に供し、共済契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該共済契約者又は当該被共済者の共済契約者ファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、当該組合又は当該共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ　前項の組合又は共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられた共済契約者ファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて共済契約者又は被共済者の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（前項の組合又は共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の共済契約者又は被共済者の閲覧に供するため書面に記載すべき事項を記録させるファイルをいう。次項において同じ。）に記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて共済契約者又は被共済者の閲覧に供する方法

二　（略）

5　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　共済契約者又は被共済者が共済契約者ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

4　前項の組合又は共済代理店は、同項第一号、第四号、第七号及び第九号の規定による書面の交付（同項第七号の規定による書面の交付にあっては、特定共済契約（法第十五条の十二に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。）の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付を除く。）に代えて、第七項に定めるところにより、当該共済契約者又は当該被共済者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条及び第四十条の二において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合又は当該共済代理店は、当該交付をしたものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　当該組合又は当該共済代理店の使用に係る電子計算機と共済契約者又は被共済者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該共済契約者又は当該被共済者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　当該組合又は当該共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて当該共済契約者又は当該被共済者の閲覧に供し、当該共済契約者又は当該被共済者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、当該組合又は当該共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（新設）

二　（略）

5　前項各号に掲げる方法は、共済契約者又は被共済者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならない。

（新設）

二　前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（共済契約者又は被共済者の使用に係る電子計算機に備えられた共済契約者ファイルに書面に記載すべき事項を記録する方法を除く。）にあっては、書面に記載すべき事項を共済契約者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を共済契約者又は被共済者に対し通知するものであること。ただし、共済契約者又は被共済者が当該書面に記載すべき事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三　前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、書面に記載すべき事項に掲げられた共済契約に基づき、共済契約の共済期間の終了の日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該書面に記載すべき事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している書面に記載すべき事項を書面により交付する場合、共済契約者若しくは被共済者の承諾（第七項又は第十項第一号に規定する方法による承諾に限る。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は共済契約者若しくは被共済者による当該書面に記載すべき事項に係る消去の指図がある場合は、当該書面に記載すべき事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに掲げる方法については、共済契約者ファイルに記録された書面に記載すべき事項

ロ　前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された書面に記載すべき事項

四　前項第一号ニに掲げる方法にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　共済契約者又は被共済者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を共済契約者ファイルに記録するものであること。

ロ　前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により共済契約者又は被共済者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した共済契約者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた共済契約者又は被共済者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

6　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、第三項の組合又は共済代理店の使用に係る電子計算機と、共済契約者ファイルを備えた共済契約者等又は当該組合若しくは当該共済代理店の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7・8　（略）

9　第三項の組合又は共済代理店は、同項第五号、第六号及び第九号の規定による書面の交付に代えて、当該共済契約者又は当該被共済者から当該書面の交付の請求があった場合を除き、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合又は当該共済代理店は、当該交付をしたものとみなす。

10　前項の規定により電磁的方法による提供を行おうとする第三項の組合又は共済代理店は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

一　あらかじめ、共済契約者又は被共済者に対し、その旨及び第七項各号に掲げる事項を示し、第三項第五号、第六号及び第九号に規定する書面の交付を電磁的方法により受けることについて、書面、当該組合又は当該共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法又は第四項第二号に掲げる方法による承諾を得ること。

（新設）

（新設）

6　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、第三項の組合又は共済代理店の使用に係る電子計算機と、共済契約者又は被共済者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7・8　（略）

（新設）

（新設）

二　あらかじめ、共済契約者又は被共済者に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知すること。

イ　第七項各号に掲げる事項

ロ　当該組合又は当該共済代理店に対し、当該共済契約者又は当該被共済者が第三項第五号、第六号及び第九号の規定にする書面の交付を請求することができる旨

11・12　（略）

（意向の把握等を要しない場合）

第二十条の三　法第十五条の六（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　前条第十一項各号に掲げる場合

二・三　（略）

（契約の種類）

第二十三条　法第十五条の十二において読み替えて準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の農林水産省令で定めるものは、特定共済契約（法第十五条の十二に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。）とする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第二十六条　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　共済事業実施組合（当該共済事業実施組合との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供する相手方（以下この条において「利用者」という。）又は当該共済事業実施組合の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と利用者等（利用者又は利用者との契約により利用者ファイル（専ら利用者の用に供されるファイルをいう。以下同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、共済事業実施組合で同項に規定する事項を提供するものの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ～ニ　（略）

二　（略）

2　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

三　前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供してい

9・10　（略）

（意向の把握等を要しない場合）

第二十条の三　法第十五条の六（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　前条第九項各号に掲げる場合

二・三　（略）

（契約の種類）

第二十三条　法第十五条の十二において読み替えて準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の農林水産省令で定めるものは、特定共済契約とする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第二十六条　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　共済事業実施組合（共済事業実施組合で準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供するものとの契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「利用者」という。）又は当該共済事業実施組合の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と利用者等（利用者又は利用者との契約により利用者ファイル（専ら利用者の用に供されるファイルをいう。以下同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、共済事業実施組合で同項に規定する事項を提供するものの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ～ニ　（略）

二　（略）

2　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

三　前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供してい

る記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾（書面、共済事業実施組合の使用に係る電磁計算機に備えられたファイルに記載する方法又は同項第二号に掲げる方法による承諾に限る。）を得て同項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ　（略）

四　（略）

3　（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第二十七条　令第十条の三第一項及び第十条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（特定共済契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為）

第三十五条　準用金融商品取引法第三十七条各項の農林水産省令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二　（略）

三　次に掲げる事項の全てのみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ～ハ　（略）

ニ　第四十条第一項に規定する方法により提供される情報を十分に確認すべき旨

（削る。）

（特定共済契約に関する契約締結前の情報の提供）

第四十条　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（利用者から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があった場合にあっては、当該方法）により行うものとする。

一　次のいずれかの書面の交付

イ　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を記載した書面（以下「契約締結前交付書面」という。）

ロ　既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを内容とする特定共済契約を締結しようとする場合において、当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項に変更すべきものがあるときにおける当該変更すべき事項を記載した書面

る記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾（令第十条の三第一項に規定する電磁的方法（次条において「電磁的方法」という。）による承諾をいう。）を得て同号イ若しくはロ若しくは前項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ　（略）

四　（略）

3　（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第二十七条　令第十条の三第一項及び第十条の四第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（特定共済契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為）

第三十五条　準用金融商品取引法第三十七条各項の農林水産省令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二　（略）

三　次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ～ハ　（略）

ニ　次に掲げるいずれかの書面を十分に読むべき旨

(1)　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）

(2)　第四十二条第一項第二号に規定する契約変更書面

（特定共済契約に関する契約締結前交付書面の記載方法）

第四十条　契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第四十三条第八号に掲げる事項を、枠の中に日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

3　共済事業実施組合は、契約締結前交付書面には、第四十三条第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを当該契約締結前交付書面の最初に平易に

二　前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法（第二十六条第一項に規定する方法をいう。次条、第四十三条の三及び第四十八条において同じ。）による提供

2　前項に規定する情報の提供を同項第二号に掲げる方法により行おうとする共済事業実施組合は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

一　あらかじめ、利用者に対し、その旨及び第二十七条各号に掲げる事項を示し、前項に規定する情報の提供を同項第二号に掲げる方法により受けることについて、書面、当該共済事業実施組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第二十六条第一項第二号に掲げる方法による承諾を得ること。

二　あらかじめ、利用者に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知すること。

イ　第二十七条各号に掲げる事項

ロ　当該共済事業実施組合に対し、当該利用者が前項第一号に掲げる方法による当該情報の提供を請求することができる旨

3　契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載するものとする。

4　前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

一　第四十三条第一号に掲げる事項

二　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの

5　第三項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第四十三条第八号に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、前項に規定する事項の次に記載するものとする。

（共済契約者等に参考となるべき事項に係る情報の提供）

第四十条の二　共済事業実施組合は、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により共済契約者等に参考となるべき事項に係る情報の提供を行う場合には、共済契約者及び被共済者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。

一　特定共済契約の締結に関し、特定共済契約の締結又は特定共済契約に加入することの判断に参考となるべき事項（準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を除く。）に関する説明

二　特定共済契約に係る共済事故が発生したときにおいて共済金を受け取るべき者の選択により、共済金の支払又は直接支払いサービスを受けることができる旨及び提携事業者が取り扱う商品等の内容又は水準について説明を行う場合にあっては、当該商品等の内容又は水準その他必要な事項を記載した書面を用いて行う説明（書面に記載すべき事項が電磁的記録に記録されている場合は、当該記録された事項を電子計算機の映像面へ表示したものを用いて行う説明を含む。以下この項において同じ。）及び当該書面の交付

三～七　（略）

2　共済事業実施組合は、前項第二号から第七号までの規定による書面の交付に代えて、利用者から当該書面の交付の請求があった場合を除き、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合は、当該交付をしたものとみなす。

3　前条第二項の規定は、前項の規定により電磁的方法による提供を行おうとする共済事業実施組合について準用する。

記載するものとし、そのうち特に重要な商品の仕組み及び同項第五号に掲げる事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて記載するものとする。

（情報の提供）

第四十条の二　共済事業実施組合は、法第十五条の十二において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により共済契約者等に参考となるべき情報の提供を行う場合には、共済契約者及び被共済者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。

一　特定共済契約の締結に関し、特定共済契約の締結又は特定共済契約に加入することの判断に参考となるべき事項に関する説明（契約締結前交付書面の交付により提供される情報を除く。）

二　特定共済契約に係る共済事故が発生したときにおいて共済金を受け取るべき者の選択により、共済金の支払又は直接支払いサービスを受けることができる旨及び提携事業者が取り扱う商品等の内容又は水準について説明を行う場合にあっては、当該商品等の内容又は水準その他必要な事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

三～七　（略）

2　共済事業実施組合は、前項第二号及び第七号の規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該共済契約者又は当該被共済者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合は、当該交付をしたものとみなす。

3　共済事業実施組合は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該共済契約者又は当該被共済者に対し、その用いる第二十条の二第四項各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（削る。）

（特定共済契約に関して契約締結前の情報の提供を要しない場合）

第四十一条　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを内容とする特定共済契約を締結しようとする場合であって、当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る同項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項に変更すべきものがないときとする。

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（特定共済契約に関する利用者が支払うべき対価に関する事項）

第四十二条　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号の農林水産省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定共済契約に関して利用者が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定共済契約に係る共済金等の額に対する割合又は当該特定共済契約を締結することにより生じた利益に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの事項に係る情報の提供をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

2　（略）

（特定共済契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第四十三条　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該契約締結前交付書面に記載すべき事項として提供される情報を十分に確認すべき旨

二～十三　（略）

（特定共済契約に関する準用金融商品取引法第三十七条の三第二項の規定による説明を要しない事項等）

第四十三条の二　準用金融商品取引法第三十七条の三第二項に規定する農林水産省令で定める事項は、前条第八号に掲げる事項とする。

2　準用金融商品取引法第三十七条の三第二項ただし書に規定する農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　利用者の知識、経験、財産の状況及び当該特定共済契約を締結しようとする目的に照らして、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する情報の提供のみで当該利用者が同条第二項に規定する事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合

二　準用金融商品取引法第三十七条の三第二項に規定する事項について説明を要しない旨の当該利用者の意思の表明があった場合

4　前項の規定による承諾を得た組合は、当該共済契約者又は当該被共済者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該共済契約者又は当該被共済者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該共済契約者又は当該被共済者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定共済契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第四十一条　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを内容とする特定共済契約を締結しようとする場合であって、次に掲げるときとする。

一　当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二　当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十条の三の規定並びに第二十七条の規定は、前項第二号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

（特定共済契約に関する契約締結前交付書面に記載する利用者が支払うべき対価に関する事項）

第四十二条　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号の農林水産省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定共済契約に関して利用者が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定共済契約に係る共済金等の額に対する割合又は当該特定共済契約を締結することにより生じた利益に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

2　（略）

（特定共済契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第四十三条　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該契約締結前交付書面を十分に読むべき旨

二～十三　（略）

（新設）

（特定共済契約に関する契約締結時の情報の提供）

第四十三条の三　特定共済契約が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（利用者から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があった場合にあっては、当該方法）により行うものとする。

一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面の交付

イ　特定共済契約が成立したとき　当該特定共済契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する事項を記載した書面（以下「契約締結時交付書面」という。）

ロ　既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを内容とする特定共済契約が成立した場合において、当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する事項に変更すべきものがあるとき　当該変更すべき事項を記載した書面

二　前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供

2　第四十条第二項の規定は、前項に規定する情報の提供を同項第二号に規定する方法により行おうとする共済事業実施組合について準用する。

（特定共済契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第四十四条　特定共済契約が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項（特定共済契約の成立後遅滞なく利用者に共済証書を交付する場合にあっては、当該共済証書に記載された事項を除く。）とする。

一～十一　（略）

（特定共済契約に関して契約締結時の情報の提供を要しない場合）

第四十五条　特定共済契約が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四ただし書に規定する農林水産省令で定める場合は、既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを内容とする特定共済契約が成立した場合であって、当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る同条に規定する事項に変更すべきものがないときとする。

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（特定共済契約の締結の事業に係る禁止行為）

第四十六条　準用金融商品取引法第三十八条第九号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　（略）

（削る。）

（新設）

（特定共済契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第四十四条　特定共済契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（以下「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項（特定共済契約の成立後遅滞なく利用者に共済証書を交付する場合にあっては、当該共済証書に記載された事項を除く。）を記載しなければならない。

一～十一　（略）

（特定共済契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第四十五条　契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを内容とする特定共済契約が成立した場合であって、次に掲げるときとする。

一　当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二　当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十条の三の規定並びに第二十六条の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

（特定共済契約の締結の事業に係る禁止行為）

第四十六条　準用金融商品取引法第三十八条第九号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　（略）

二　契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、利用者（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の利用者とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号

二　（略）

（共済事業の運営に関する措置）

第四十八条　共済事業実施組合は、法第十五条の十四（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、その共済事業に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　特別勘定を設けた共済契約に関し、当該共済事業実施組合の役員又は使用人が、一年ごとに、共済契約者に対し、次に掲げる方法のいずれか（当該共済契約者からイに掲げる方法による当該情報の提供の請求があった場合にあっては、当該方法）により、当該共済契約に係る資産の運用状況を記載した書面に係る情報の提供を行うための措置

イ　当該共済契約に係る資産の運用状況を記載した書面の交付

ロ　イの書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供

二・三　（略）

四　共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介又は自らが締結した若しくは締結の代理若しくは媒介を行った団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該共済契約に加入させるための行為に際して、役員等が、共済契約者及び被共済者（第二十条の二第十一項第一号イからニまでの規定による被共済者を除く。第五十七条の二において同じ。）に対し、共済契約の内容その他共済契約者等に参考となるべき情報につき、共済契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

五　（略）

2　第四十条第二項の規定は、前項第一号に規定する情報の提供を同号ロに規定する方法により行おうとする共済事業実施組合について準用する。

から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあっては、当該契約変更書面に記載されている事項であって同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について利用者の知識、経験、財産の状況及び特定共済契約を締結する目的に照らして当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定共済契約を締結する行為

三　（略）

（共済事業の運営に関する措置）

第四十八条　共済事業実施組合は、法第十五条の十四（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、その共済事業に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　特別勘定を設けた共済契約に関し、当該共済事業実施組合の役員又は使用人が、一年ごとに、共済契約者に対し、当該共済契約に係る資産の運用状況を記載した書面を交付するための措置

（新設）

（新設）

二・三　（略）

四　共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介又は自らが締結した若しくは締結の代理若しくは媒介を行った団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該共済契約に加入させるための行為に際して、役員等が、共済契約者及び被共済者（第二十条の二第九項第一号イからニまでの規定による被共済者を除く。第五十七条の二において同じ。）に対し、共済契約の内容その他共済契約者等に参考となるべき情報につき、共済契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

五　（略）

2　前項の組合の役員又は使用人は、同項第一号の規定による書面の交付に代えて、当該共済契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合の役員又は使用人は、当該交付をしたものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　当該組合の役員又は使用人の使用に係る電子計算機と共済契約者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、共済契約者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　当該組合の役員又は使用人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて共済契約者の閲覧に供し、当該共済契約者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、当該組合の役員又は使用人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第五十七条の四　法第十五条の十五第二項第一号の苦情処理措置として農林水産省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一～三　（略）

四　法第百十八条第一項の規定による指定（その紛争解決等業務の種別（同条第四項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。）が同条第五項第二号に規定する信用事業等であるものに限る。次項第四号において同じ。）又は令第二十四条の十二各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により共済事業等関連苦情の処理を図ること。

五　（略）

2　法第十五条の十五第二項第二号の紛争解決措置として農林水産省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一～三　（略）

四　法第百十八条第一項の規定による指定又は令第二十四条の十二各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により共済事業等関連紛争の解決を図ること。

五　（略）

3　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、共済事業実施組合は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により共済事業等関連苦情の処理又は共済事業等関連紛争の解決を図ってはならない。

一　（略）

二　法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項若しくは法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第百十八条第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第二十四条の十二各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

3　前項各号に掲げる方法は、共済契約者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

4　第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、第一項の組合の役員又は使用人の使用に係る電子計算機と、共済契約者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5　第一項の組合の役員又は使用人は、第二項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該共済契約者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第二項各号に掲げる方法のうち当該組合の役員又は使用人が用いるもの

二　ファイルへの記録の方式

6　前項の規定による承諾を得た組合の役員又は使用人は、当該共済契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該共済契約者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該共済契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第五十七条の四　法第十五条の十五第二項第一号の苦情処理措置として農林水産省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一～三　（略）

四　法第百十八条第一項の規定による指定（その紛争解決等業務の種別（同条第四項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。）が同条第五項第二号に規定する信用事業等であるものに限る。次項第四号において同じ。）又は令第二十四条の七各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により共済事業等関連苦情の処理を図ること。

五　（略）

2　法第十五条の十五第二項第二号の紛争解決措置として農林水産省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一～三　（略）

四　法第百十八条第一項の規定による指定又は令第二十四条の七各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により共済事業等関連紛争の解決を図ること。

五　（略）

3　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、共済事業実施組合は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により共済事業等関連苦情の処理又は共済事業等関連紛争の解決を図ってはならない。

一　（略）

二　法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項若しくは法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第百十八条第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第二十四条の七各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ　（略）

ロ　法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項若しくは法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第百十八条第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第二十四条の十二各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（農業協同組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則（以下この条において「新農業協同組合法施行規則」という。）第二十一条の二第九項、第二十二条の二十八第一項、第二十二条の二十九第二項、第二十二条の三十二の三第一項又は第二十三条第一項第一号の規定による請求をしようとする者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、これらの規定の例により、その請求をすることができる。この場合において、当該請求は、施行日において当該規定によりされたものとみなす。

2　新農業協同組合法施行規則第二十一条の二第三項第九号に規定する書面の交付について、この省令の施行の際現に共済契約者又は被共済者から第一条の規定による改正前の農業協同組合法施行規則（以下この条において「旧農業協同組合法施行規則」という。）第二十一条の二第四項の規定による承諾を得ている組合（新農業協同組合法施行規則第三条第一号に規定する組合をいう。以下この条において同じ。）又は共済代理店（改正法第五条の規定による改正後の農業協同組合法（次項及び第四項において「新農業協同組合法」という。）第十一条の十九第一項第四号に規定する共済代理店をいう。第六項において同じ。）は、施行日に当該共済契約者又は当該被共済者から新農業協同組合法施行規則第二十一条の二第三項第九号に規定する書面の交付に係る新農業協同組合法施行規則第二十一条の二第十項第一号に規定する承諾を得たものとみなす。

3　新農業協同組合法第十一条の二十七において読み替えて準用する改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）第三十七条の三第一項又は第三十七条の四の規定による情報の提供について、この省令の施行の際現に利用者から改正法第五条の規定による改正前の農業協同組合法第十一条の二十七において読み替えて準用する改正法第一条の規定による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第三十七条の三第二項又は第三十七条の四第二項において準用する旧金融商品取引法第三十四条の二第四項の規定による承諾を得ている組合は、施行日に当該利用者から新農業協同組合法第十一条の二十七において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項又は第三十七条の四の規定により行う新農業協同組合法施行規則第二十二条の二十八第二項第一号（新農業協同組合法施行規則第二十二条の三十二の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する承諾を得たものとみなす。

4　新農業協同組合法第十一条の二十七において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による共済契約者等（新農業協同組合法第十一条の二十第一項に規定する共済契約者等をいう。）に参考となるべき事項に係る情報の提供について、この省令の施行の際現に利用者から旧農業協同組合法施行規則第二十二条の二十九第二項の規定による承諾を得ている組合は、施行日に当該利用者から新農業協同組合法施行規則第二十二条の二十九第三項において準用する新農業協同組合法施行規則第二十二条の二十八第二項第一号に規定する承諾を得たものとみなす。

5　新農業協同組合法施行規則第二十三条第一項第一号に規定する方法による同号に規定する情報の提供について、この省令の施行の際現に共済契約者から旧農業協同組合法施行規則第二十三条第二項の規定による承諾を得ている組合の役員又は使用人は、施行日に当該共済契約者から新農業協同組合法施行規則第二十三条第二項において準用する新農業協同組合法施行規則第二十二条の二十八第二項第一号に規定する承諾を得たものとみなす。

6　新農業協同組合法施行規則第二十一条の二第十項第二号の規定による告知をしようとする組合又は共済代理店は、施行日前においても、同号の規定の例により、その告知をすることができる。この場合において、当該告知は、施行日において同号の規定によりされたものとみなす。

7　新農業協同組合法施行規則第二十二条の二十八第二項第二号（新農業協同組合法施行規則第二十二条の二十九第三項、第二十二条の三十二の三第二項及び第二十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による告知をしようとする組合は、施行日前においても、同号の規定の例により、その告知をすることができる。この場合において、当該告知は、施行日において同号の規定によりされたものとみなす。

（水産業協同組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の水産業協同組合法施行規則（以下この条において「新水産業協同組合法施行規則」という。）第二十条の二第九項、第四十条第一項、第四十条の二第二項、第四十三条の三第一項又は第四十八条第一項第一号の規定による請求をしようとする者は、この省令の施行日前においても、これらの規定の例により、その請求をすることができる。この場合において、当該請求は、施行日において当該規定によりされたものとみなす。

三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ　（略）

ロ　法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項若しくは法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第百十八条第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第二十四条の七各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

2　新水産業協同組合法施行規則第二十条の二第三項第九号に規定する書面の交付について、この省令の施行の際現に共済契約者又は被共済者から第二条の規定による改正前の水産業協同組合法施行規則（以下この条において「旧水産業協同組合法施行規則」という。）第二十条の二第四項の規定による承諾を得ている共済事業実施組合（新水産業協同組合法施行規則第一条第九号に規定する共済事業実施組合をいう。以下この条において同じ。）又は共済代理店（改正法第六条の規定による改正後の水産業協同組合法（次項及び第四項において「新水産業協同組合法」という。）第十五条の四第一項第四号（新水産業協同組合法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する共済代理店をいう。第六項において同じ。）は、施行日に当該共済契約者又は当該被共済者から新水産業協同組合法施行規則第二十条の二第三項第九号に規定する書面の交付に係る新水産業協同組合法施行規則第二十条の二第十項第一号に規定する承諾を得たものとみなす。

3　新水産業協同組合法第十五条の十二（新水産業協同組合法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項又は第三十七条の四の規定による情報の提供について、この省令の施行の際現に利用者から改正法第六条の規定による改正前の水産業協同組合法（以下この項において「旧水産業協同組合法」という。）第十五条の十二（旧水産業協同組合法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する旧金融商品取引法第三十七条の三第二項又は第三十七条の四第二項において準用する旧金融商品取引法第三十四条の二第四項の規定による承諾を得ている共済事業実施組合は、施行日に当該利用者から新水産業協同組合法第十五条の十二において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項又は第三十七条の四の規定により行う新水産業協同組合法施行規則第四十条第二項第一号（新水産業協同組合法施行規則第四十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する承諾を得たものとみなす。

4　新水産業協同組合法第十五条の十二において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による共済契約者等（新水産業協同組合法第十五条の五第一項（新水産業協同組合法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する共済契約者等をいう。）に参考となるべき事項に係る情報の提供について、この省令の施行の際現に利用者から旧水産業協同組合法施行規則第四十条の二第二項の規定による承諾を得ている共済事業実施組合は、施行日に当該利用者から新水産業協同組合法施行規則第四十条の二第三項において準用する新水産業協同組合法施行規則第四十八条第二項第一号に規定する承諾を得たものとみなす。

5　新水産業協同組合法施行規則第四十八条第一項第一号に規定する方法による同号に規定する情報の提供について、この省令の施行の際現に共済契約者から旧水産業協同組合法施行規則第四十八条第二項の規定による承諾を得ている共済事業実施組合の役員又は使用人は、施行日に当該共済契約者から新水産業協同組合法施行規則第四十八条第二項において準用する新水産業協同組合法施行規則第四十条第二項第一号に規定する承諾を得たものとみなす。

6　新水産業協同組合法施行規則第二十条の二第十項第二号の規定による告知をしようとする共済事業実施組合又は共済代理店は、施行日前においても、同号の規定の例により、その告知をすることができる。この場合において、当該告知は、施行日において同号の規定によりされたものとみなす。

7　新水産業協同組合法施行規則第四十条の二第三項、第四十三条の三第二項及び第四十八条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による告知をしようとする共済事業実施組合は、施行日前においても、同号の規定の例により、その告知をすることができる。この場合において、当該告知は、施行日において同号の規定によりされたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省令第十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三日

経済産業大臣　武藤　容治

輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令（平成四年通商産業省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条　輸出貿易管理令別表第二の二一の三の項の経済産業省令で定める貨物は、次に掲げるものとする。	**第一条**　輸出貿易管理令別表第二の二一の三の項の経済産業省令で定める貨物は、次に掲げるものとする。
一～八　（略）	一～八　（略） （新設）
九　エチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類	九～十四　（略） （新設） （新設）
十～十五　（略）	十五・十六　（略） （新設）
十六　一・一―ジメチルエチル＝ピペリジン―四―オン―一―カルボキシラート及びその塩類	十七～十九　（略） （新設）
十七　一・一―ジメチルエチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類	
十八・十九　（略）	
二十　ピペリジン―四―オン及びその塩類	
二十一～二十三　（略）	
二十四　ブチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類	

二十五　プロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
二十六　（略）	二十　（略）
二十七　一―メチルエチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
二十八　一―メチルプロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
二十九　二―メチルプロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
三十～三十四　（略）	二十一～二十五　（略）

第二条　（略）

第二条　（略）

附　則

この省令は、令和七年三月十七日から施行する。

○国土交通省令第十一号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十八条の二の規定に基づき、小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部を改正する省令

小型船舶操縦士試験機関に関する省令（昭和四十九年運輸省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				
（指定の申請） **第二条**　（略） 2　（略） 3　指定試験機関の名称及び住所、特定試験事務を行う事務所の所在地並びに特定試験事務の開始の日は、次のとおりとする。				
名称	住所	特定試験事務を行う事務所の所在地	特定試験事務の開始の日	
（略）	（略）	一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会本部事務所　神奈川県横浜市中区本町四丁目四十三番地	（略）	
		（略）		
		一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会九州事務所　福岡県北九州市門司区西海岸一丁目四番十三号		
		（略）		

改正前				
（指定の申請） **第二条**　（略） 2　（略） 3　指定試験機関の名称及び住所、特定試験事務を行う事務所の所在地並びに特定試験事務の開始の日は、次のとおりとする。				
名称	住所	特定試験事務を行う事務所の所在地	特定試験事務の開始の日	
（略）	（略）	一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会特定事業本部事務所　神奈川県横浜市中区本町四丁目四十三番地	（略）	
		（略）		
		一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会九州事務所　福岡県北九州市門司区港町六番二号		
		（略）		

附　則

この省令は、令和七年三月三日から施行する。

○国土交通省・環境省令第一号

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第六条第一項、第九条第二項、第九条の五第四項及び第九条の十一第三項の規定に基づき、下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三日

国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正する省令

下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（その他の項目又は物質の検定方法等） **第八条**　前二条に規定する項目以外の項目又は物質についての検定又は測定は、次の各号に掲げる項目又は物質に関し、それぞれ当該各号に定める方法により行わなければならない。 一　水素イオン濃度　日本産業規格（以下「規格」という。）K〇一〇二―一の十二に該当する方法 二　生物化学的酸素要求量　規格K〇一〇二―一の十八に該当する方法 三　（略） 四　温度　規格K〇一〇二―一の六・三に該当する方法 五・六　（略） 七　窒素含有量　規格K〇一〇二―二の十七・二、十七・三又は十七・五（規格K〇一〇二―二の十七・五・三・二を除く。）に該当する方法 八　燐（りん）含有量　規格K〇一〇二―二の十八・四（規格K〇一〇二―二の十八・四・一・四のｂを除く。）に該当する方法 九～四十一　（略） 四十二　ダイオキシン類　規格K〇三一二に該当する方法	（その他の項目又は物質の検定方法等） **第八条**　前二条に規定する項目以外の項目又は物質についての検定又は測定は、次の各号に掲げる項目又は物質に関し、それぞれ当該各号に定める方法により行わなければならない。 一　水素イオン濃度　日本産業規格K〇一〇二（以下「規格」という。）十二・一に該当する方法 二　生物化学的酸素要求量　規格二十一に該当する方法 三　（略） 四　温度　規格七・二に該当する方法 五・六　（略） 七　窒素含有量　規格四十五・一、四十五・二又は四十五・六（規格四十五の備考三を除く。）に該当する方法 八　燐（りん）含有量　規格四十六・三（規格四十六の備考九を除く。）に該当する方法 九～四十一　（略） 四十二　ダイオキシン類　日本産業規格K〇三一二に該当する方法

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○環境省令第六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条の二第一項第一号及び第八条の三第一項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三日

環境大臣　浅尾慶一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一般廃棄物処理施設の技術上の基準） **第四条**　（略） ２　法第八条の二第一項第一号の規定によるし尿処理施設の技術上の基準は、前項第一号から第六号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。 一～九　（略）	（一般廃棄物処理施設の技術上の基準） **第四条**　（略） ２　法第八条の二第一項第一号の規定によるし尿処理施設の技術上の基準は、前項第一号から第六号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。 一～九　（略）

十　放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値を一リットルにつき二十ミリグラム以下に、浮遊物質量の日間平均値を一リットルにつき七十ミリグラム以下に、大腸菌数の日間平均値を一ミリリットルにつき八百コロニー形成単位以下にすることができるほか、当該放流水の水質を生活環境保全上の支障が生じないようにすることができるものであること。

（一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準）

第四条の五　（略）

２　法第八条の三第一項の規定による尿処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～十　（略）

十一　放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値を一リットルにつき二十ミリグラム以下に、浮遊物質の日間平均値を一リットルにつき七十ミリグラム以下に、大腸菌数の日間平均値を一ミリリットルにつき八百コロニー形成単位以下にするほか、当該放流水の水質を生活環境保全上の支障が生じないものとすること。

十二～十四　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○環境省令第七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条の二第一項第一号、第八条の三第一項、第九条第五項（同法第九条の三第十一項及び第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項第一号及び第十五条の二の三第一項の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三日

環境大臣　浅尾慶一郎

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

別表第一（第一条、第二条関係）

改正後	
（略）	（略）
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・二ミリグラム以下
大腸菌数	一ミリリットルにつき日間平均八〇〇コロニー形成単位以下
（略）	（略）

別表第一（第一条、第二条関係）

改正前	
（略）	（略）
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下
大腸菌群数	一立方センチメートルにつき日間平均三、〇〇〇個以下
（略）	（略）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

別表第二（第一条、第二条関係）

（略）	（略）	（略）
六価クロム	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下
（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（同表の六価クロム化合物の項中「一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下」を「一リットルにつき六価クロム〇・二ミリグラム以下」に改める部分に限る。）及び別表第二の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

（廃棄物の最終処分場の技術上の基準に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る一般廃棄物の最終処分場及び法第九条の三第一項の規定による届出をしている市町村の当該届出に係る一般廃棄物の最終処分場並びに法第十五条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場に係る廃止の技術上の基準（この省令による改正後の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「新省令」という。）別表第一の大腸菌数の項に係るものに限る。）については、新省令第一条第三項第六号（新省令第二条第三項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）中「水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合していると認められること（令和七年三月三十一日までに行われた水質検査の結果については、この省令による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令で定める排水基準等に適合していると認められること）」と、この省令の施行の際現に法第八条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る一般廃棄物の最終処分場及び法第九条の三第一項の規定による届出をしている市町村の当該届出に係る一般廃棄物の最終処分場並びに法第十五条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場に係る廃止の技術上の基準（新省令別表第一の六価クロム化合物の項に係るものに限る。）については、新省令第一条第三項第六号（新省令第二条第三項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）中「水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合していると認められること（令和八年三月三十一日までに行われた水質検査の結果については、この省令による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令で定める排水基準等に適合していると認められること）」とある。

○環境省令第八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第五条第一項第二号及び同条第二項第四号の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令及び余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三日

環境大臣　浅尾慶一郎

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令及び余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令）

第一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（汚泥等に係る判定基準）	（汚泥等に係る判定基準）
第二条　令第五条第一項第十一号の括弧内の環境省令で定める基準、当該環境省令で定める基準以外の同号の環境省令で定める基準及び同条第三項の表第一号下欄ロの環境省令で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。）第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ナに規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するために処理したもののうち廃棄物処	**第二条**　令第五条第一項第十一号の括弧内の環境省令で定める基準、当該環境省令で定める基準以外の同号の環境省令で定める基準及び同条第三項の表第一号下欄ロの環境省令で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。）第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ナに規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するために処理したもののうち廃棄物処

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

理令別表第五の二五の項の下欄に掲げる物質を含むものにあつては試料一グラムにつきダイオキシン類三ナノグラム以下とし、廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ（5）若しくは第六条の五第一項第三号イ（5）に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第八号上欄に掲げる物質について同号下欄に掲げるとおりとし、廃棄物処理令第六条第一項第三号ソ若しくは第六条の五第一項第三号ナに規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第一三号、第一四号、第二〇号から第三一号まで及び第三三号の上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとする。

別表第一（第一条、第二条関係）

一・二	（略）	（略）
三	カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下
四・五	（略）	（略）
六	六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム〇・二ミリグラム以下
七～一二	（略）	（略）
一三	トリクロロエチレン	検液一リットルにつきトリクロロエチレン〇・一ミリグラム以下
一四～三三	（略）	（略）
備考 （略）		

別表第二（第三条関係）

一	（略）	（略）	
二	廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、廃棄物処理令別表第五の二の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）	カドミウム又はその化合物	試料一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下
三～八	（略）	（略）	（略）

理令別表第五の二五の項の下欄に掲げる物質を含むものにあつては試料一グラムにつきダイオキシン類三ナノグラム以下とし、廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ（5）若しくは第六条の五第一項第三号イ（5）に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第八号上欄に掲げる物質について同号下欄に掲げるとおりとし、廃棄物処理令第六条第一項第三号レ若しくは第六条の五第一項第三号ナに規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第一三号、第一四号、第二〇号から第三一号まで及び第三三号の上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとする。

別表第一（第一条、第二条関係）

一・二	（略）	（略）
三	カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム以下
四・五	（略）	（略）
六	六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下
七～一二	（略）	（略）
一三	トリクロロエチレン	検液一リットルにつきトリクロロエチレン〇・三ミリグラム以下
一四～三三	（略）	（略）
備考 （略）		

別表第二（第三条関係）

一	（略）	（略）	
二	廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、廃棄物処理令別表第五の二の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）	カドミウム又はその化合物	試料一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム以下
三～八	（略）	（略）	（略）

九　廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、廃棄物処理令別表第五の九の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）	トリクロロエチレン	試料一リットルにつきトリクロロエチレン〇・一ミリグラム以下
一〇～二五　（略）	（略）	（略）
備考 （略）		

（余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令の一部を改正する省令）

第二条　余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令（昭和五十二年総理府令第三十八号）の一部を次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
2　令第五条第一項第十八号及び同条第二項の環境省令で定める余水吐きから流出する海水の水質についての基準は、前項の規定を準用する。ただし、次の各号に掲げる物質に関し、当該余水吐きから海水が流出する海洋において適用される当該各号の基準があるときは、当該物質に係る水質については、当該各号の基準（当該基準が二以上定められている場合にあつては、そのうち最も厳しい排水基準）に適合するものであることとする。 一・二　（略）	2　令第五条第一項第十六号及び同条第二項の環境省令で定める余水吐きから流出する海水の水質についての基準は、前項の規定を準用する。ただし、次の各号に掲げる物質に関し、当該余水吐きから海水が流出する海洋において適用される当該各号の基準があるときは、当該物質に係る水質については、当該各号の基準（当該基準が二以上定められている場合にあつては、そのうち最も厳しい排水基準）に適合するものであることとする。 一・二　（略）

附　則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

九　廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、廃棄物処理令別表第五の九の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）	トリクロロエチレン	試料一リットルにつきトリクロロエチレン〇・三ミリグラム以下
一〇～二五　（略）	（略）	（略）
備考 （略）		